

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回定例会会議録

平成30年2月9日 開会

平成30年2月9日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成30年第1回定例会会議録目次

第 1 号 (2月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○副議長の選挙	5
○議案第1号～同意第1号の一括上程、説明	6
○一般質問	11
○議案第1号の質疑、討論、採決	26
○議案第2号の質疑、討論、採決	30
○議案第3号の質疑、討論、採決	36
○議案第4号の質疑、討論、採決	49
○議案第5号の質疑、討論、採決	55
○同意第1号の採決	57
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○閉会の宣告	61
○署名議員	62

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成30年第1回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成30年2月9日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第1号から同意第1号まで(広域連合長説明)
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第1号 平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第2号 平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第3号 平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第4号 平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第14 請願第1号 後期高齢者医療制度被保険者の保険料を引き下げ、保険料軽減措置を実施するなど、いのちと暮らしを守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(27名)

1 番	くらた 共 子 君	2 番	吉 田 孝 雄 君
4 番	西 田 信 吾 君	5 番	尾 関 善 之 君
6 番	森 義 美 君	7 番	服 部 正 君
8 番	中 村 麻伊子 君	9 番	北 仲 篤 君
10 番	湊 泰 孝 君	11 番	増 田 貴 君
12 番	清 水 敏 行 君	13 番	中小路 貴 司 君
14 番	中 村 正 臣 君	15 番	岡 本 亮 一 君
18 番	長 岡 一 夫 君	19 番	朝 子 直 美 君
20 番	巽 悦 子 君	21 番	木 村 武 壽 君
22 番	浅 田 晃 弘 君	23 番	向 出 健 君
24 番	岡 田 勇 君	25 番	安 宅 吉 昭 君
26 番	齋 藤 和 憲 君	27 番	篠 塚 信太郎 君
28 番	泉 敏 夫 君	29 番	塩 見 晋 君
30 番	富 きくお 君		

欠席議員（3名）

3 番	中 野 洋 一 君	16 番	行 待 実 君
17 番	小 中 昭 君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	佐々木 稔 納 君	副広域連合長	堀 忠 雄 君
副広域連合長	石 井 明 三 君	副広域連合長	村 上 圭 子 君
副広域連合長	岡 嶋 修 司 君	会計管理者	荻 野 幹 雄 君
業務課長	宮 本 義 典 君	総務課長 担当課長	玉 井 勝 教 君

議会職員出席者

書記長	藤 繁 広 史	書記	北 川 智 彦
-----	---------	----	---------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（富 きくお君） 皆様、大変御苦労様です。ただ今から、京都府後期高齢者医療広域
連合議会 平成30年第1回え、定例、えー、会の、おー、定例会を行わせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（富 きくお君） えー、それでは本日の会議を開きます。

なお、報道機関等から、あ、写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） はい。異議なしと認めます。それでは、報道機関の写真撮影を許可することにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（富 きくお君） え、議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、え、よろしく願いをいたします。

本日、京都市の中野洋一議員、南丹市の小中昭議員、京丹後市の行待実議員から欠席届が出ております。また、副広域連合長の宮津市の井上市長、京都府の山内副知事が公務のため欠席されておりますので、御報告をいたします。

◎議席の指定

○議長（富 きくお君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに、長岡京市から中小路貴司議員。ちょっとお立ちいただけますか。はい、あり

がとうございます。よろしくお願いたします。中小路貴司議員でございます。え、京丹波町から篠塚信太郎議員。篠塚議員。篠塚信太郎議員でございます。が、あー、広域連合議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定をさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（富 きくお君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、長岡京市の中小路貴司議員、伊根町の泉敏夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（富 きくお君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（富 きくお君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、定期監査結果報告書、例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成29年度定期監査については、事務改善に関する意見が付されております。

また、月例出納検査については、適正に執行されているとの報告を受けております。

以上、御報告申し上げます。

◎副議長の選挙

○議長（富 きくお君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第110、18号第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

本広域連合議会の副議長に、私、議長のほうから篠塚信太郎議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました篠塚信太郎議員を副議長の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました篠塚信太郎議員が副議長に当選をされました。

篠塚議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

ここで、当選されました篠塚議員から御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞ篠塚議員、こちらへどうぞ。演壇のほうでお願いいたします。

〔27番 篠塚信太郎君登壇〕

○副議長（篠塚信太郎君） 失礼をいたします。え、ただいま皆様から御推挙をいただきまして、えー、副議長に選出いただきました京丹波町議会選出の篠塚信太郎でございます。

後期高齢者医療広域連合会の円滑な運営を通じまして、住民の負託に応えるよう誠心誠意頑張ってまいりたいと思っております。どうか今後とも皆様方の御指導、御協力のほどを心からお願いを申し上げまして、まことに簡単でございますが、一言ご挨拶にかえさせていた

できます。

どうかよろしく願いをいたします。(拍手)

○議長(富 きくお君) はい、篠塚議員、ありがとうございました。

◎議案第1号～同意第1号の一括上程、説明

○議長(富 きくお君) え、日程第6、議案第1号から同意第1号までの広域連合提出案件6件を一括議題といたします。

提出者、提出者からの説明を求めます。

佐々木広域連合長。

[広域連合長 佐々木稔納君登壇]

○広域連合長(佐々木稔納君) えー、改めまして、こんにちは。

えー、それでは、あー、ただいま、あー、議題となりました、あー、あ、議題となりました、議案につきまして御説明を、おー、いたします。

えー、広域連合長、おー、提出案件の、お、議案書1ページをお開きください。

議案第1号、おー、平成29年度、おー、京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

本件は、本年度、市町村が実施する人間ドック、うー、等の長寿健康増進事業等に要する経費、平成28年度国庫補助、おー、事業の確定に伴う精算経費、前年度決算剰余金等の基金積み立て並びに、えー、情報、うー、提供ネットワーク運用保守費用の、お、減額などに伴い補正するもので、歳入歳出の総額にそれぞれ2億6,640万9,000円を増額し、総額を10億3,430万9,000円と定めるものでございます。

え、次に7ページをお開きください。

内訳といたしまして、歳入の主なものでございますが、第2款国庫支出金は、後期高齢者医療制度、おー、事業費補助金及び人間ドック等の、おー、長寿健康増進に係る、うー、あ、長寿健康増進事業に係る特別調整交付金などにより、2億4,319万8,000円の増となっております。

第4款財産収入は、あ、財政調整基金の預金利子を計上するものでございます。

第5款繰入金金は、平成29年度から実施された情報提供ネットワーク運用、おー、保守費用

の負担金が減額されたことに伴い、財源である、う一、財政調整基金、え、繰入金を減額するものでございます。

第6款繰越金は、前年度決算剰余金を計上するものでございます。

第7款しょにゅう、諸収入は、あ、預金利子及び平成28年度特別対策補助金の精算に伴う市町村からの返還金の、お一、増などがございます。

次に、歳出の主なものでございますが、8ページをお開きください。

第2款総務費、1目総務管理費は、平成28年度の市町村特別対策補助金の精算に伴い国へ特別調整交付金を返還するもので646万、え一、9,000円の増、同款第、え一、同款2目業務管理費、第13節委託費は、あ一、情報きょう、え、提供ネットワーク運用保守費用、お一、等の減、え一、第19節負担金、い一、補助及び交付金は、あ一、本年度、市町村が行う長寿健康、お一、増進事業に対する特別対策補助金などとして2億6,824万円の増、え、同款7目、う一、財政調整基金積立金は、前年度繰越金の一部を財源、財政調整基金へ積み立てるもので、1億5,761万円の増とするものでございます。

え一、次に、い、9ページをお開きください。

議案第2号、平成29年度、ほ、へ、え、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本件は、あ、保険料還付金及び還付加算金について、前年度繰越金及び一般会計事務費繰入金を財源として補正し、あわせて平成28年度に、え一、概算で交付された国庫支出金、府支出金及び市町村支出金並びに平成28年度に実施された会計検査において指摘を受けた平成25年度分普通調整、え一、交付金に係る、う一、超過交付、う一、分の返還に要する経費について、前年度繰越金及び療養給付費、い一、負担金に係る追加負担金を財源として補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ53億5,112万8,000円を追加し、総額を3,390億5,837万円と定めるものでございます。

15ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、内訳といたしまして、第1款、え一、しそ、市町村支出金、1項市町村負担金、2目療養給付費負担金、2節過年度分が平成、え、28年度療養給付費負担金の精算による、う一、追加負担金分として1億1,749万3,000円の増となって、え一、おります。

第7款、え一、繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金が52億3,363万5,000円の増となっております。

16ページをお開きください。

次に、歳出でございます。えー、歳出の主なものでございますが、内訳といたしまして、第6款諸支出金は、保険金、いー、還付金、えー、還付加算金、前年度の、おー、国庫補助事業及び療養給付費の精算に伴う国、府、市町村支出金の返還に伴う増でございます。

えー、なお、お、予備費につきましては、あー、還付加算金に係る一般会計からの事務費繰入金を増額している関係上、繰入金と一般財源の間で財源の組み替えを行っているものでございます。

次に、17ページをお開きください。

議案第3号、おー、平成30年度、おー、京都府後期高齢者、こ、医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

本広域連合の一般会計は、市町村から人口規模に応じて、えー、いただく分賦金を主な財源としております。

平成30年度の一般会計予算総額を9億8,425万1,000円と定めるもので、えー、前年度比2億1,635万1,000円の増となっております。増となりました主な要因でございますが、あー、国による、うー、標準システムの機器更改に、いー、伴い広域連合の機器、こ、更改、えー、等、おー、業務経費を計上したことでございます。

えー、歳入歳出予算の款項の、おー、区分及び当該区分ごとの、おー、金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、19ページ、20ページにその表を掲げております。

え、歳入から主なものを取り上げさせて、えー、いただきます。

え、23ページをお開きください。

え、第1款分担金及び負担金は、人件費や電算機器の運用等、事務局経費に係る、うー、市町村からの分賦金で、6億6,443万1,000円を計上しており、市町村に新たな負担を求めることのないよう事務経費の見直しをさらに進め、えー、今年度と同額に据え置いております。

24ページをお開きください。

第5款繰入金は、国による標準システムの機器更改に伴う広域連合の機器更改、いー、等業務経費、いー、等に充当するため、財政調整基金繰入金を2億9,432万5,000円を、えん、計上しております。

次に、歳出でございます。

25ページをお開きください。

第2款、えー、総務費、1目総務管理費は、広域連合事務局運営に係る経費で、2億781

万円、前年度比で404万6,000円の増となっております。

26ページをお開きください。

2目業務、う一、管理費は、システム機器こうし、更改や、あ一、電算処理システム運用経費及び国保連合会への事務委託等に係る経費、また、保険料改定に伴う被保険者への、お一、周知のための経費等で、7億6,482万3,000円、え一、前年度比2億1,245万7,000円の増となっております。

次に、い一、31ページをお開きください。

議案第4号、平成30年度、お一、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療、お一、特別会計予算について御説明いたします。

特別会計の予算総額を3,378億9,017万7,000円とし、一時借入金の最高額を250億円と、お一、定めるものでございます。

歳入歳出予算の、お、款項の区別、区分及び当該区分ごとの、お一、金額は、第1表、お一、歳入歳出予算に、い一、よることとし、33ページ、34ページにそ、その表を掲げております。

え、特別会計は、あ一、後期高齢者医療の、お一、医療給付費等の支出及び保険料、お一、等の収入について、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見越して設定しており、平成30年度はその1カ年、え一、目となります。主な、あ一、増加要因といたしましては、歳入、あ、歳出の大半を、お一、占める保険給付費とにおいて、被保険者数の増を見込んでいることによります。

37ページをお開きください。

え一、歳入から主なものを取り上げさせていただきます。

第1款市町村支出金は、市町村が徴収する保険料及び医療費の、お一、市町村、お一、負担分でございます。

第2款国庫支出金は、医療費の、お一、国、い一、負担分及び調整交付金等でございます。うち、5目高齢者医療制度円滑運営、え一、臨時特例交付金の減は、保険料軽減特例措置の見直しに伴うものでございます。

38ページをお開きください。

第3款府支出金は、医療費の京都府負担分及び京都府に設置されている財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する医療、お一、保険者からの、お一、支援金

等でございます。

39ページをお開きください。

第7款繰越金は、平成30年度及び平成31年度の保険料を抑制するために繰り越されたものでございます。

次に、い一、歳出でございます。

40ページをお開きください。

第1款保険、え一、給付費の1項療養諸費、2項高額療養諸費、3項その他医療給付費の合計3,349億4,224万3,000円であり、歳出予算総額、え一、予算全体の99%以上を占めるものでございます。

第4款保健事業費につきましては、人間ドック費用助成に係る特別調整交付金の見直しに伴い、市町村への助成財源の、お一、不足分を保険料で補うべく、う一、従来的一般会計における費用助成から特別会計に移行し、え一、健康しん、い一、診査料と合わせて6億3,697万円を計上するものでございます。

第7款予備費につきましては、平成31年度保険料抑制財源として繰り越すために計上しておるものでございます。

え、今後とも、お一、効率的な財政運営に、も、つとめ、努めて、え一、まいる所存でございます。

え、次に、え一、43ページをお開きください。

え一、議案第5号、京都府こうり、後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

本件は、平成30年度、31年度に係る保険料率を改定するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律、う一、施行令の改正や、え一、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されたことに伴うものでございます。

保険料率の改定に当たり、当たっては、被保険者の皆様に保健事業の費用、お一、負担を一部お願いしておりますが、保険料の大幅な増加を抑制するため、広域連合の、お一、剰余金を活用したほか、財政安定化基金を取り崩すとと、ことにより、保険料率を所得、う一、割率9.39%、均等割額4万7,890円に抑えることといたしております。

次に、医療の確保に関する、う一、法律施行令の改正による保険料、お一、賦課限度ひきあ、え一、限度額上限の引き上げ、保険料、お一、軽減の拡充についてでございます。

保険料、お一、賦課限度額の上限が57万円から62万円に引き上げられることにと、に伴い、

中間所得者層の保険料負担の抑制や、あ一、上位所得、う一、層にも応分負担を求めるため、限度額を62万円に改めるものでございます。

また、保険料、お一、軽減の拡大については、え一、低所得者の負担軽減の観点から、2割軽減、え一、並びに5割軽減の対象の、お一、基準額を引き上げるものであります。

なお、お一、施行日は平成30年4月1日からとし、平成29年度分までの保険料については従前の例によることといたしております。

え一、続きまして、人事、い一、同意案件1ページをお開きください。

え一、同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合、う一、公平委員会委員の選任について御説明いたします。

本件は、平成30年2月13日付けをもって京都府後期高齢者医療広域連合、お一、公平委員会委員山本あきよし君の、お一、任期が、あ一、満了するので、引き続き後任、え一、公平委員会委員として山本昭雄君を選任いたしたく、議会の同意をもの、求めるものでございます。

え一、以上をもちまして、提案理由の説明を、お一、終わらせていただきます。

え一、よろしく御審議をいただき、え一、御議決または御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎一般質問

○議長（富 きくお君） え一、日程第7、一般質問を行います。

え一、質問の通告がございましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせまして20分以内となっておりますので、え、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、え一、これから一般質問を行います。

岡本亮一議員。どうぞ。

〔15番 岡本亮一君登壇〕

○15番（岡本亮一君） え一、皆さん、こんにちは。え一、京田辺市選出の岡本亮一でございます。

え一、それでは、え一、通告に従いまして、え一、大きく、ま、3点についての質問を行

います。どうぞよろしくお願ひいたします。

え、まず初めに、えー、保険料の、おー、軽減措置の廃止による、ま、負担増についてであります。

えー、2008年の、おー、後期高齢者医療制度、ま、導入以来、75歳以上という年齢で区切り、ま、別枠の、えー、医療保険に、え、囲い込んできました。ま、2年ごとに保険料が改定され、ま、今回で第6期であります。え、1人当たりの、ま、平均保険料額も、え、7万、え、5,920円で、えー、前年比と、えー、ぜん、前期と、ま、比べまして1,451円の、ま、負担増となり、ま、高齢者の生活を圧迫する、ま、要因と、えー、なっております。ま、そもそも、おー、同制度の導入時には、え、保険料がなに、7割、えー、が減額となる低所得者の、え、保険料をさらに、ま、引き下げて8.5割減額、また、えー、7割減額の対象者のうち、ま、年収が80万円以下の人、さらに引き下げて9割減額に、ま、健保や、え、共済の被扶養者から、えー、後期高齢者医療制度に移行された人の保険料を9割減額とするなど、え、保険料の特例軽減の、えー、仕組みをつくりました。

しかし、その仕組みが、えー、この平成29年度から、ま、段階的に廃止されることとなりました。えー、この特例軽減が、ま、廃止となれば、保険料は、ま、現行の、え、2倍、3倍というふうに、えー、はね上がります。とりわけ、もとは健保や、え、共済の扶養家族で、え、同制度に移行後、保険料の9割減額が適用されてる人の場合は、え、特例軽減がなくなりますと、え、同制度に移って2年以内なら、えー、5割減額ですが、ま、3年目以降は、ま、全額負担というふうになります。ま、保険料は、ま、現行の、まあ、5倍から、えー、10倍というふうにはね上がるようになります。

え、これを、ま、京都府で、ま、いいますと、この軽減特例の見直しによる影響は、平成29年度の場合、えー、所得割軽減で5割から2割軽減で影響を受ける人数が、えー、3万8,653人で、え、軽減総額にいいますとおおよそ3億1,900万円、1人当たりでは8,258円の負担増となります。

また、被扶養者軽減では、ま、9割減が7割減になります。その影響を受ける人数が、え、1万9,452人、ま、総額で、えー、1億3,800万円、これも1人当たりでいいますと9,644円の、ま、負担増と、え、なります。また、平成30年度にはこの1人当たりの額も上がりまして1万3,337円の負担増となります。まさに、えー、低所得や低年金の高齢者に負担増を強いることになるというふうに考えますが、その実態把握と認識についてお伺ひしたいと思います。

で、また、2点目につきましては、えー、これまで行ってきた、え、保険料の軽減特例措置の継続を、えー、国及び京都府に対してははっきりと意見表明することを求めるものであります。

え、次に、大きな、あー、2項目めでございますが、え、短期保険証の交付についてであります。

え、保険料を払いたくても、ま、払えずに、ま、滞納する被保険者が増加をしております。え、保険料が、ま、完納ねき、できなければ、え、滞納の、えー、ペナルティーといたしまして短期証が、ま、発行されております。え、滞納しているという、ま、理由から、えー、役所に保険証を、ま、とりに行くことが行きづらくなって、ま、手元に保険証がない、いわゆる実質的に、えー、無保険状態となっているのが、えー、実態でもあります。長期的な、え、治療を必要とする、ま、高齢者が安定的に医療にかからなければ、それは健康と、本当に命にかかわる問題になるというふうに思います。

そこで、質問の1点目は、平成29年度において、え、短期保険証の滞納者数と、え、交付者数、そして留め置きの数をお伺いをしたいというふうに思います。これは、前回の質問にも、おー、同じような質問をお聞きいたしましたけども、数字に若干誤りがあるということが、ま、資料請求のときに判明いたしましたので、改めてこの点は聞きたいと思っております。

それから、2点目でありますけども、え、短期保険証を交付されている被保険者と、え、留め置きについてであります。安心して、えー、医療機関にかかれるように、え、保険証が確実に、いー、被保険者の手元に届くように対応をしていただきたいというふうに思います。これまでの、え、御答弁では、ま、できるだけ早く保険証をお渡しできるよう、ま、市町村窓口において被保険者に対して電話連絡や戸別訪問等の、ま、対応をしているということでありましたけども、その後、おー、留め置きゼロに向けて、ま、具体的にどのような対応をされているのか、また、その進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな、えー、3項目めの滞納者への財産差押えについてであります。

え、京都府の75歳以上の、ま、高齢者が加入する、うー、後期高齢者医療制度であります。え、保険料が、ま、払えず滞納し差押えを受けた方が、平成28年度であります。40件、金額にいたしまして861万円でありました。ま、中には預貯金や、ま、年金まで差押えられた方もいらっしゃると思います。

また、これは、国保加入者の中でも非正規雇用労働者や高齢者が、ま、増えまして、え、

低賃金、また低年金で保険料負担が重くなる、その一方で滞納者への、ま、財産差押えが、これも増加をしております。え、国保の保険料負担は組合健保の1.6倍と、ま、高額の上に、え、加入者の8割近くが非正規労働や年金生活者の低所得者であります。所得が低い加入者は保険料を払い切れずに、ま、滞納せざるを得ない人がいます。

ま、これはある事例であります、都内で、え、70歳の男性、病気の、ま、妻と引きこもりの息子、ま、えー、3人の家族、収入は派遣で働く男性の、ま、月17万円のみであります。え、家賃6.9万円、医療費1万円、月額およそ2万円のこれは国保料が払えないという理由で、ま、給与を差押えられた、ま、こういったケースも実際にございます。

また、国税徴収法にもとづけば、差押え金額っていうのは、本人が、えー、10万円、そして家族1人につき4.5万円というふうに定められております。つまり3人家族の限度額は、ま、19万円、給与を差押えられれば生活保護基準を下回るということになります。え、後期高齢者の場合であっても、このような生存権を脅かす、そのような差押えは、ま、絶対にやってはならないというふうに考えますが、その認識をお尋ねしたいと思います。

最後に、平成28年度に、ま、どれだけの方が減免申請を、ま、されたのか、またその減免額、そして、えー、減免対象者に対して、さらなる減免制度の周知徹底が必要だと考えますが、その点についての答弁を求めまして1回目の質問といたします。御答弁、よろしく願いします。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 岡本議員の御質問にお答えします。

初めに、いー、特例軽減の、おー、見直しの具体的な影響等でございますが、えー、所得割軽減と元被扶養者軽減がございまして、まず、所得割軽減につきましては、本年度にはです、5割軽減が2割軽減となりました。この影響を受けた被保険者は約、うー、3万9,000人、1人当たり年額で平均で約8,200円の増ということになりました。

次に、うー、被扶養者の軽減につきましては、29、本年度にはです、9割軽減が7割軽減あるいは8.5割軽減となりました。影響を受けた、受けた、あー、被保険者数は、7割軽減が約1万3,000人で年額約9,600円、8.5割軽減が7,000、約7,000人で年額で約2,400円となりました。

今回の見直しに対する認識についてであります、低所得者に可能な限り配慮をしながら、世代間、世代内の負担の公平や所得に基づく応能負担の観点から不均衡是正の見直しがされ

たというものでありまして、安心して医療を受けていただくための制度、その持続性を高める観点から、所要の見直しがなされたものというふうに認識をしております。

え、国や京都府に意見表明すべきというお話でありましたけども、後期高齢者の、お一、広域連合の連合協議会、全国組織でございますが、ここから、あ一、厚生労働大臣に対しまして、低所得者等に対する保険料軽減特例措置について現行制度の維持と恒久化の検討でありますとか、やむを得ず見直す場合には負担軽減措置、施策とあわせた実施やきめ細かな激変緩和の、お一、措置の実施と、を要求し、要望しております、京都府に対しましても、当広域連合から府知事に対しまして、国に対する必要な意見、要望を行っていただくということを含めて要望を行ってきたところです。

え一、次に、え一、短期証の、お一、交付数でございますが、それぞれ、え一、2月1日時点で、更新期間が6カ月の短期証が238件、3カ月の短期証が30件、合計268件で、そのうち証の交付に至ってない件数が2月6日時点で11市町78件でございます。

現時点で証の交付に至ってない方についてでございますが、市町において繰り返し連絡を差し上げてもお来庁されない方であり、対応に苦慮されているところでございます。引き続き、電話連絡でありますとか戸別訪問を行うなど必要な対応を行った上で、速やかに交付してまいりたいというふうに考えております。

また、滞納者への差押えについてでございますが、差押え等滞納処分を含みます保険料の徴収は市町村の、お一、事務であります。今後も、滞納者の実情に応じて適切な対応がなされるものというふうに、い一、考えております。

最後に減免についてであります。

平成28年度の減免等申請件数は836件、減免等実施総額は1,993万840円でございます。もとより、い一、災害や収入が著しく減少したことなどによって保険料の納付が困難となった場合には、徴収猶予や減免を行ってきたというところでございます。

なお、毎年、い一、保険証更新の際に同封をしておりますリーフレットやホームページにおきまして、え一、制度の周知を図ってきておりまして、被保険者から個別に相談があった場合には市町村の窓口においても丁寧に対応いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 岡本亮一議員。

〔15番 岡本亮一君登壇〕

○15番（岡本亮一君） え一、それでは、え一、再質問をさせていただきます。

えー、まずは、え、軽減特例廃止による負担増についてでありますけども、え、所得割と、おー、の、所得割の、ま、軽減と、ま、ひ、え、被用者の保険の、え、被用者負担であった保険者に、え、対する軽減の2つが見直されたということでありますけども、え、先ほども、お、述べましたけども、この29年度、えー、所得割の軽減見直しによって、え、全体といたしまして負担増は3億1,900万円、1人当たり、ま、年間8,200、えー、58円の負担増でありました。

また、被扶養者の軽減のほうも、ま、全体で1億3,800万円、これも1人当たり年間9,644円の増というふうになっております。

本当にこの現行の保険料と比べても2倍、3倍と多くなれば、ま、10倍と保険料を引き上げるとんでもない、え、増額というふうになると思います。ま、年金が今本当に減少する中でこの保険料が逆に引き上げるとなれば、本当に高齢者からは悲痛な声が聞こえるというふうになるというのは必至であるというふうに思っております。

また、今御答弁の中でも、えー、今回の見直しについては、えー、負担の公平性、また応能負担の、おー、観点、あるいは、あー、持続性というような御答弁がありましたけども、え、高齢になれば、えー、体もだんだん年をとってくれば当然何らかの病気にかかる、当然医療行為が必要になってくるのは当然であるというふうに思います。そもそもその75歳以上の高齢者を、ま、一般の医療保険から、ま、切り離して、かかる医療費は加入者に負担とする、そういう仕組みそのものが間違いであるというふうに思っております。

今回の、え、軽減特例の、ま、廃止による影響を受ける人数、これ京都府内を見ても3万8,653人ということであります。ま、それだけ低所得、低年金の加入者が多いということではないでしょうか。このような実態っていうのを見れば、先ほど御答弁であったような負担の公平性だとか応能負担の、ま、観点ということは言えないんじゃないでしょうか。実際に実態を把握していただきたいというふうに思います。

この同制度の矛盾を本当になくすためにも、やはり国や府、そして財源の補填っていうのをやはり求めていくべきだとありますし、高齢者の暮らし、そののまず実態把握、そこからですね、えー、本当の持続可能な制度っていうのを考えなければならないと思います。この特例軽減の継続をしっかりと、おー、国や府に対して、え、意見表明を再度求めるよう求めたいと思います。御答弁をお願いいたします。

それから短期証の、おー、ほうでございますけども、えー、先ほど、お、2月1日、平成30年の2月現在で、ま、6カ月の短期交付者数が238人、3カ月が30人、計268人、そして、

えー、交付に至らなかったいわゆる留め置きが、え、78件という御答弁だったと思います。

えー、また、その中でも、えー、電話れ、連絡や戸別訪問、え、そして案内、えー、連絡を行っても来庁されない、ま、このように繰り返し、ま、言われておりますけども、ま、そもそも、おー、ではなぜ減らないのか、その原因というのをしっかりと私つかむ、掴む必要があるというふうに思っております。ま、例えば留め置きが一番多いのが、え、や、八幡市さんのほうで22件でありました。ま、一方で被保険者が一番多い京都市や、あるいは2番目に多い宇治市では、えー、これ留め置きがゼロ件です。これ一体なぜなのでしょう。一体何がそこに違いがあるのか、ま、どういう工夫をされてゼロにされているのか、ま、前回も同様の質問を私したと思っておりますけども、その後調査することを、ま、求めましたけども、えー、それ以降ですね、実際にこの留め置きがゼロの自治体に対して一度でも、1回でも調査をしたことがあるのでしょうか。実際に聞き取り調査を行って、しっかりと学ぶ点は学んでいただいて保険証を必ず手元に届ける、そういう努力が、ま、本気で私は取り組むべきだというふうに思いますが、その点をお答えいただきたいというふうに思います。

え、それから、最後の、おー、滞納者への、ま、差押えについてですけども、えー、この差押え強化が、あー、懸念されますのが、今年4月から始まる保険者努力支援制度、ま、これは、この制度は、ま、保険料の徴収率を、ま、向上させれば市町村への、ま、交付金が上乘せされるというような、ま、仕組みでありました。例えば、あー、東京のほうでは、あー、新規の差押えが100件以上だと、ま、1,000万円、300件以上だと2,000万、ごせ、500件以上だと、ま、最大4,000万の交付がされるということで、ま、そのためにわずか、ま、59円の銀行残高まで差押えられたというケースも起こっております。当然、え、先ほども言いましたけども、生活保護基準を下回るような方への財産差押え、こういうのはあってはならないし、え、滞納には個々の事情に即した本当にきめ細やかな対応っていうのが重要であるというふうに思っております。えー、生活を、ま、困窮するおそれがあるときは差押えの対象外とする、そのことが私は大事やというふうに思いますけれども、その点、再度ですね、はっきりと、えー、この差押えをすることによって生活が困窮する、そういったときは差押えの対象外とすることをはっきり答弁で述べていただきたいというふうに思います。

え、また、えー、減免制度の、ま、周知についてでありますけども、これ28年度で、えー、申請者の数がおよそ800件、えー、額にしますとおよそ2,000万円というような御答弁だったと思います。周知徹底もされているということでもありますけども、ま、実際に調べて見ますと、え、これ申請件数がゼロの、おー、自治体がございました。えー、ちょっと上げますと、

お一、井手町、え一、宇治田原町、笠置町、南山城村、伊根町、与謝野町、ここでは、え一、申請件数が、ま、ゼロということでありました。ま、本当に、え一、減免対象者がいなくて申請もなかったということなんでしょうか。しっかりと周知ができてるの、どうか、ま、甚だ疑問であります。改めまして、え、減免対象者には丁寧な説明と周知の徹底を、お一、図るべきだというふうに思います。その点を最後に求めまして、え、質問を終わりたいと思います。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） え一、岡本議員の、お一、再質問にお答えしたいと思います。

え、今回の、お一、特例軽減見直しに対する認識のところでございますが、低所得者に可能な限り配慮しながら世代間、世代内の公平の、お一、公平性の負担、あ、負担の公平や所得に基づく応能負担という視点から実施をしたものであります。今後とも、先ほども申し述べましたが、本広域連合といたしましては、え一、国の動向にも注視しながら、関係各所とも連携を図りながら、制度見直しに当たっては、被保険者に急激な負担増が生じることがないように、機会を捉えて必要な意見を述べてまいりたいというふうに、い一、考えております。え一、繰り返しにはなりますけども、後期高齢者の、お一、保険料は現役世代の保険料に比べ上昇幅が、あ一、抑えられておりました。今後、高齢者の増加に伴い多額の、お一、予算措置が必要となるという鑑みと、う一、見通しが生まれている中で、制度の持続性を高める観点からの見直しということで御理解を頂戴したいというふうに考えております。

それから、短期証の関係でございますが、これも、お一、これまでの答弁しておりますとおり、保険料をきちんと納付されている方と滞納されてる方との公平性を保つということのために、滞納解消への相談機会の確保は必要だというふうに考えておるところでございます。え一、必要なときに必要な医療を受けていただくということではですね、え一、通常の短期証であろうとも同じ効力を持ったものでございます、え一、その点も、お一、よろしく御理解をお願いしたいと思いますし、滞納されてる保険料の納付が仮に相談の中で、え一、できないという場合にありましても、その方の置かれた状況を十分しっかり踏まえまして納付相談を行った上で、短期証をお渡しをしておるということの実情でございます。よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから、あ一、差押えの関係についてで、え一、ございますが、先ほども答弁をいたしましたように、市町村の窓口では被保険者個々の暮らし向きを踏まえて対応いただいております。

というところでございます。えー、御理解を頂戴したいと思います。

それから、あー、差押えの、おー、必要性のところではございますが、やはり今も、申し述べましたように、その収入であるとか財産の状況について具体的に必要な調査を行った上で、総合的に判断がされてやられてるというふうにお聞きしております。必要な対応だというところでは考えているところでございます。

えー、それから、京都市の関係ではですね、えー、特に、いー、理由は承知しておりません。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

くらた共子議員。はい、くらた議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） 皆様、御苦労さまです。京都市より選出をいただいていますくらた共子でございます。

え、私は、京都府後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画について質問をさせていただきます。

御承知のとおり、保健事業は医療制度の入り口にある大切な事業であります。第2期の計画を策定するに当たり、まずは今期の保健事業実施結果の評価と課題分析が必要でございます。

平成26年3月31日、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第3項の規定に基づき保健事業に係る指針が示されてまいりました。この指針に基づいて、広域連合が平成30年3月までの保健事業実施計画を策定し、そして取り組んできたということであります。

しかし、そのそれぞれの進捗状況を見ますと、例えば、え、健康診査は府全体としては目標に届かなかったという結果が出ております。歯科健診は平成27年度からの実施であります。28年度実施は3市町村にとどまっております。27年度も、いただいた資料によりますと、え、7市町村という実態であります。健康診査項目についてですが、血清クレアチニン検査、尿酸検査が追加はされてまいりましたが、全市町村の実施とはなっていません。健康相談も、でんし、全市町村の実施とはなっていないという結果であります。

連合長に伺いたいと思いますが、この結果は厳しく受けとめる必要があると考えますが、いかがでしょうか。保険者として、後期高齢者の保健に対する責任が果たしているという認識でしょうか、それとも不十分だというご認識でしょうか、お答えいただきたいと思っております。

2点目ですが、京都府後期高齢者医療の課題についてであります。

え、健康診査受診率を引き上げる必要があるという、え、こうした目的は、個々のデータを把握し、効果的な事業の展開ができるようにすると記されておりましたが、しかし、本来、後期高齢者が必要に応じて必要な医療を受けて健康の保持・増進を図るという目的こそがしっかりと位置付けられなければならないと考えます。

連合長の御認識はいかがでしょうか。

また、この保健事業の入り口部分である健康診査の受診率が低迷しているということは重大な問題であります。なぜ市町村での事業が進まないのか。先ほど申し上げましたように、歯科健診事業についても28年度3市町村、29年度も7市町村にとどまっているという府域のアンバランスはどう認識されておられるのでしょうか。事業が進まない最大の原因は何なのか、各市町村に対する保健事業を実施するために必要な財政支援が不足している、及び体制そのものも不足しているという点にあるのではありませんか。これについてのお考えをお聞かせください。

3点目ですが、えー、これは国の指針に基づく保険者努力支援制度についてです。

平成28年度から特別調整交付金の算定に反映されているとなっておりますが、その実態はどのような内容になっているのでしょうか。これは御説明を求めたいと思います。

平成29年10月4日付け、厚生労働省保険局高齢者医療課長の通知資料によりますと、例えば健診の実施及び健診結果を活用した取り組みについて、これが広域連合で実施されているかで1点という配点、健診結果を活用した取り組みが実施されたものの数が健診実施者数の5割、半数を超えているかで3点、健診結果を活用した取り組みが実施されたものの属する市町村数が管内市町村数の5割を超えているかで3点となっております。歯科健診についても同様の規定です。

また、重症化予防の取り組みや被保険者の主体的な健康づくり、被保険者の適正受診及び適正服薬、後発医薬品の使用促進、データヘルス、高齢者の特性を踏まえた保健事業、専門職の配置、医療費の通知、地域包括ケア、第三者求償まで全て数値評価し、成績がよければ交付金を出してやろうという内容となっております。

後期高齢者の健康の保持・増進を図る取り組みをこのように交付金で誘導するという国のやり方は、そもそも保険行政に対する冒瀆と言わざるを得ません。本来は、各基礎自治体が地域の高齢者の実態に応じてきめ細やかな保健事業を推進できるための財源をしっかりと措置をし、そのことによって疾病の重度化を防ぎ、医療費の低減化を目指すというのが正しい

本来あるべき制度のあり方だと考えますが、連合長のお考えはいかがでしょうか。

また、この間、高齢者のフレイル対策などという言葉が持ち出されてまいりました。そもそも高齢者の身体的・精神的・社会的特性なるものは、ずっと以前から解明されていることでもあります。今さらながらに高齢者の特性を踏まえた保健事業などというものを持ち出さなければならぬところに、この間、国がとってきた一連の医療制度改革の矛盾があらわれてると考えますが、いかがでしょうか。

しかも、京都府の広域連合が示した保健事業実施計画案に、その重点項目として設けている低栄養防止、重症化予防の最終目標値が、これも10市町村以上と非常に消極的な目標設定となっています。なぜなのでしょう。歯科健診についても20市町村という設定で、なぜ全市町村での実施を目標に掲げることができないのでしょうか。

これについての御答弁を求めて、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（富 きくお君） 佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、あー、くらた議員の御質問にお答えいたします。

えー、まずは、後期高齢者の保健事業、おー、の実績についての評価、あー、についてでございますが、えー、御承知のとおり、いー、広域、いー、計画におきましては、広域連合、そして、え、市町村との役割分担の中で市町村が、あ、保健事業を実施することと、おー、なっております、えー、当広域連合といたしましても、限られた体制、また、あー、財源の中ではございますけれども、相互に連携をしながら、あー、各種の取り組みを進めておるところでございます。

えー、こういった中で、えー、健康診査等のほけん、えー、補助金とは別に、市町村における健康事業、また広報事業に対して、え、広域連合として独自に補助を行う等の支援も、おー、しておるところでございます。

えー、御承知のように、い、現行の保健事業実施計画につきましては、平成27年度から29年度、おー、までの3カ年、えー、これを計画期間として実施しております、えー、現在最終年度ということでございます。えー、こういった中で、え、健康課題でございます、うー、生活習慣病の重症化予防、また、あー、運動認知機能の、おー、低下予防、おー、そして、えー、低栄養の回避などに向けた、あ、生活習慣病の、おー、見直し、え、口腔機能の低下予防などの保健事業を推進するという、えー、市町村の等における現役世代から

の取り組みとの整合性を図りながら、あー、後期、いー、高齢者で、えー、においても、できる限り長く自立した、あー、生活、日常生活ができるということを目指して、えー、おります。

えー、先ほど、おー、御質問の中でもおっしゃっていただきましたような、あー、具体的には、あー、健康、おー、診査、あー、実施、また、あー、歯科健診等、おー、8項目に対する、う、指標を、おー、定めておるところでございます。

ま、こういった中で、え、この、おー、数値につきましては、先ほど御質問のな中で、えー、お述べいただきましたので、えー、重複は避けたいと思いますが、えー、こういった、あー、ことにつきまして、え、十分なのかというふうな御質問でございますけれども、おー、この、おー、制度自体が、あー、やはり、いー、それぞれの市町村において、えー、財源、そして、えー、体制の確保、おー、これが、あ、不可欠でございます、えー、我々、えー、それぞれの市町村においての実態、えー、を踏まえながら、あー、連携をして、えー、広域連合としても取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。

えー、また、数値目標、おー、につきましても、消極的じゃないかということでございますが、やはり実態に即した現状を市町村ともやはり連携をしながら、あー、この計画の中でも、お示しを、おー、しておるところでございます。えー、これも当然、えー、全市町村におきまして完全実施ができればという、うー、思いは強いわけでございますが、やはり現実的な問題として、えー、対応をしていかなければならないというふうに、い、考えておるところでございます。えー、ま、ただ、あー、現在のところ、最終年度、おー、ということで、今年度を迎えておりますので、えー、これの、おー、目標達成に向けて、それぞれの市町村、そして私どもも、努力をいたしておるのが現状であることを、お、御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

えー、ま、あの一、今後のことにつきましては、へ、来年30年度からは、新たに35年度までの6年間の実施計画を、おー、策定、え、することになっております。えー、ただいま、あー、この、おー、計画を、を引き継ぎながら、あー、拡充できるよう、おー、各、うー、市町村、そして、えー、医療協議会等の御意見を賜りながら、あー、検討を、おー、進めておるといのが現状でございますので、えー、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

えー、次に、えー、それぞれ、えー、先ほども申しましたように、えー、それぞれの市町村において、えー、この、おー、それぞれの保健事業を、おー、推進、いー、するというこ

とになってまいりますと、お一、先ほども申しましたように、い一、財源の、お一、確保、そして、え、体制の、お一、確保、これが大きな、あ一、課題でございます。そして、え一、先ほど、お一、ありましたように、え一、保険者インセンティブ、う一、この問題もやっぱり国から提起をされておりますので、え一、この辺も、お一、十分、い一、活用を考えながら、財源の確保に取り組まなければならないというふうに、い一、考えておるところでございます。え一、いずれにいたしましても、こういった、あ、観点に立って、え一、当連合と、お一、市町村と十分連携する中で、え一、京都府等との、お一、御協力も賜りながら、保健事業の推進に取り組んでまいりたい、いきたいというふうに、い一、考えておるところでございます。

え一、次に、保険者努力支援、え一、制度、お一、保険者いんてん、インセンティブの、お一、件でございますけれども、まああの一、お一、くらす議員の、お一、御意見と申しますか、お考え方というのは、あ一、拝聴させていただいたところでございます。まああの一、それぞれの考え方があってございますが、あ一、現実的に私ども、お一、当連合、お一、の運営を預かっておる身といたしましては、やはりこの、お、国のほうで、え一、この、お一、保険者いんてん、インセンティブの制度を、お一、導入した中での、お一、補助、お一、施策ということが、あ一、上げられておるわけでございますので、え一、当然そのことを意識して、え一、対応しなければならないと思っております。え一、ま、その是非については、あ一、それぞれの、お一、御意見があろうかと思いますが、私はやはりそういった、あ一、今の立場におきましては、あ一、その観点にとって対応していくことが、私の責務であるというふうに、い一、考えておるところでございます。ま、そういった、あ一、中で、え一、やはり、え一、予防健康づくり、い一、また、あ一、医療費適正化、あ、このことにもつながれていかなければならないということでございますし、え一、そういった中では、あ一、今、あ一、ございますように、い一、評価指標に、い一、もとづきまして、え一、この取り組みを、お一、評価し、特別調整交付金に反映するという内容になっておまして、え一、30年度に、い一、本格実施、そして28年度から前倒しで、え一、施行実施されておるところでございます。え一、当連合、お一、は、あ、28年度分につきましては、1,480万円の交付をいただいております。まああの一、お一、29年度分については、あ一、近く評価されるというふうな、あ、予定になっておるところでございますけれども、お一、まああの一、今御質問の中でございました、まあフレイルの問題とか、あ一、今さらながらという御意見でございますけれども、やはり現実的にこの、お一、ことに対する対処、これはやはり、え一、

全国的でもありますし、私どもの、お一、連合につ、とりましても、高齢者の方が、あ一、やはり元気でいつつまでも、お一、え一、ごいけん、ご健康で、え、暮らしていただけるためには、あ一、重要な課題でもあるというふうに考えております。まあそういった点では、あ一、やはり制度の、お一、構築、運営とともに、え一、この本来の姿でございます御高齢の方のこの健康増進、え一、確保についても、お一、配慮した中で、この、お一、実施計画を、お一、進めていかなきゃならないと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（富 きくお君） くらた共子議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） 2度目の質問をさせていただきます。

連合長から御答弁をいただきました。ま、改めてですね、ま、財政逼迫する、そういう仕組みの中で、そしていろいろと課題があれば、それを、お一、課題として取り上げる、う一、その中で、ま、誘導策として、え一、形をとっていくというやり方ですね。しかし、もう既に現場際にはもう悲鳴が上がっているということです。え、現に、え、先ほど、お一、連合長から、え一、府内市町村が現役世代への健診事業の取り組みとの整合性もとりながら、しかし現実的な、あ一、問題としての対応が必要だという、大変、ま、にじみ出る御答弁だったと思うのですが、事実、例えば歯科健診につきまして、え、事前に資料をいただいておりますが、なぜ全、え一、市町村で一斉に実施ができないか、この理由については、え、市町村における成人歯科健診を実施しているところが、は、府下で、ま、半数以下と、う一、まずそういう、う一、地域間の格差がある、そうした状況のもとで、先に75歳以上の方を対象に実施することは、ま、非常に難しいんだというね、ま、赤裸々な、私はこれはあの、資料の内容だというふうに受けとめております。しかし大変大きい問題だと思いますね。こういうことをしっかり是正をしていくと、そういう立場に広域連合というのはやっぱり立っていただかなければいけないというふうに考えます。

また、え一、低栄養防止、重症化予防の最終目標値についてもですね、ひゃっぺ、100%としない理由を伺ったところ、被保険者個々の対応が必要な事業である、それはそのとおりです、市町村が対応するためには体制や財源の負担が必要であり、他の事業と比較しても負担が大きい、ま、そのとおりであると思います。ま、こうしたメニューを出すのであれば、そのことが各市町村、それぞれで実施できるような財源措置と人的配置、国がですね、責任を持たなければいけないという立場を、私はしっかりとっていただきたいと思います。

インセンティブ、この、お、制度も国が示した以上、活用する形で、え、健康増進に努めるという連合長の御答弁でしたけれども、こういうインセンティブの制度そのもの、そのこの根幹的な問題について厳しく私は指摘しなければいけないと思っております。そもそも加齢に伴う身体的・精神的変化に、社会生活環境などを総合的に捉えてサポートすることは大変重要なことです。そしてそのことがそれぞれ有機的な連携を図って、そういう手厚いサポート体制がとれば、必ず病気の重度化を防ぐこと、生活の自立支援として効力を発揮すると私は、あの一、現場経験も通じて確信を持ちます。

しかし忘れてならないのは、その中心的ニーズは何かということです。必要な医療、命に直結する医療の供給がきちっと担保されるということでもあります。幅広い生活面での援助や、高齢者の社会的参加を促す、一つ一つは大変大事なことだと認識をいたしますが、しかしこれらのことは命に直結する医療を差し引いて補えるものではないということを私は強く主張をしたいと思います。

ま、改めて、あの一、今回、え一、今議会の議論、今後の議論ということになりますが、え一、これまで、え一、医療を使えば使っただけ保険料に反映する、しかも今度は健診事業を頑張れば頑張っただけ、それも保険料に反映させなければならない、こういう仕組みとなっている。そもそも本制度というのはもう限界を超えているという、う一、御認識は連合長におありでしょうか。このことを御答弁を求めて質問とさせていただきます。

○議長（富 きくお君） 佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） え一、それでは、くらす議員の御質問にお答えいたします。

え一、私どももやはり、い一、健診や、あ一、またそれぞれの、お一、御高齢の方が安心して、また、あ一、お元気で、いついつまでも生きていただけるための手段、え一、このことは健診であり、また、さ、各種の保健事業であるというふうに認識しておりますし、そして今、あ一、御質問の中でございました、その中核にあるのはやはり医療の存在だというふうに思っております。え一、こういった中で、え一、当連合として、え一、取り組まなければならない課題、え一、このことは先ほど申しました、あ一、計画にも、お一、お示しする中で、え一、市町村とも連携をし、さらに、え一、ま、目標は高いほどいいんですけれども、やはり着実に実施をするということも、お、重要な要素でございますので、え一、これからも市町村と連携をし、また、あ一、国や府との、お一、支援、え一、連携、え、これも要望を一強くしながら、あ、取り組んでいくことが必要であるというふうに実はにん、え一、認

識をいたしておるところでございます。えー、そういった中で、やはり、いー、それぞれの、おー、数値目標も、おー、高くしたらどうだということでございますけれども、おー、そういったことも踏まえてより効果のある、うー、体制づくりに努力をしていきたいというふうに思います。

えー、そしてまた、あの一、ただいま、あー、御質問の中でおっしゃっていただきました、あー、それぞれの、おー、市町村における、うー、後期高齢い、より下の方に対する施策、これとの連携も大変重要でございますし、えー、こういった、あー、私ども後期高齢、えー、のみならず、うー、市町村の、おー、行っておられますそれぞれの事業との連携、え、この辺も重点を、おー、置きながら考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、この体制の確保、そして財源の確保というのは重要でございますので、この、おー、点を、おー、認識した上で、えー、対応していくことが、あー、肝要だと思っております。ただ、あー、私どもも今、あ、行政の、おー、首長として、えー、直面しておる問題として、やはり、いー、高齢化、あー、このことがもう大変、えー、急速に進展していく中で、えー、医療、福祉、保健、それぞれの分野におけるやはり大きな課題があるわけでございます。そして、このことをどのように費用を分担していくのか、負担を、おー、分担していくのかというのは、本当にこれは、あー、それぞれの皆さん方が悩みを持ってられる、私どもも、おー、その行政の責任としてあるところでございます。ま、これにつきましては、当然府や国に要望していくということは、あー、申すことはないんですけども、やはりこの負担を考えた上での、おー、制度構築、うー、それぞれの立場で取り組まなければならないというふうに考えておりますので、えー、まあ今後とも御指導もよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（富 きくお君） えー、以上で一般質問を終結いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程8、議案第1号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

なお、質疑の時間は再質問合わせて20分以内となっておりますので、御協力をお願いをいたします。

巽悦子議員。はい、巽議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町選出の議員の巽悦子でございます。

ただいま通告、通告のいたしましたとおり、えー、議案第1号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして質疑をしたいと思います。

まず、あの、今回は1点目、1点なんですけれども、えー、この補正予算にあります業務管理、えー、款の総務費、項の総務管理費、そして目の業務管理費、その中の保険料収納対策補助金162万8,000円、このことについて質問をしたいと思います。

今回、この補助金162万8,000円が新たに補正となりました。なぜ年度途中のこの補正となったのか、その理由をお聞かせください。

次に、この補助金の財源の内訳、え、このことについてお尋ねしたいと思います。

3点目は、事前に資料請求さしていただきましたら、舞鶴市、宇治市、亀岡市、南丹市が各40万7,000円という補助が、あの、な、されております。それぞれ、この収納対策事業の、ついでに連合長としての見解をお聞きしたいと思います。

また、あわせて、実施されています4市の各市の意見、実際やっておられてどんなことが起こっているのか、詳細にお答えいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（富きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 巽議員の御質問にお答えします。

えー、保険料収納対策事業、の補助金がですね、年度途中で補正となるという理由でございますが、本事業につきましては、国の後期高齢者医療制度事業補助金を財源としておりまして、保険料収納率の向上のため地域の実情を踏まえた滞納者へのきめ細かな納付相談等の事業を実施した市町村に対して、その、全額を国から補助されているところでございます。

えー、この補助金につきましては、厚生労働大臣が認めた額というふうに定められておりまして、毎年9月に通知される国からの内示を待たなければ市町村への交付額を確定をすることができない状況にありますことから、毎年度のことはありますけれども、補正での対応を、うー、させていただいてきているところでございます。

それから、補助金の財源内訳でございますが、これにつきましても、広域連合から市町村への補助金を渡しておるわけですが、国庫支出金である後期高齢者医療制度事業費補助金で、えー、全額賄っているところでございます。

えー、収納対策についての、おー、見解なり市町村の意見はどうだというお話でございますが、えー、保険料の収納率を、おー、向上させるということにつきましては、医療給付に必要な財源を安定的に確保し、被保険者間の公平性を担保するという観点からも非常に有用なとり、有用な取り組みであるというふうに考えております。事業の、実施に当たって、えー、滞納者それぞれの状況によりまして、納付意識もちがいますし、えー、収入等の状況も違うわけでございます。それぞれ別個のアプローチが必要だということで、えー、大変、市町村の側においては、あー、御苦勞とお手間をおかけしてということをお願いしております。

いずれにいたしましても、当広域連合といたしましては、本事業を引き続き実施をするということによりまして、被保険者の実情に応じたきめ細やかな納付相談に努め、保険料収納率の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それではあの、2回目の質問をさせていただきます。

まああのー、話を聞いておりましたら、ま、国のメニューにもとづいて実践をしていくということなんですけれども、あの、国のほうが示す対象事業を、先ほどもまあ、滞納者へのきめ細やかな納付相談、で、これはまあいいことだというふうに連合、副連合長は、あの、おっしゃいました。ただ、あの、この、資料請求いたしましたときに、この4、4市の中では、確かにあの、納付相談はやっているけれども、あるところでは財産調査の補助業務として実施をしているという、この財源を使ってね、財産調査をしていること、または、あのー、ま、もちろん、あの、個別訪問もしていますけれども、督促等の実施、これもやっていると。あとは集中戸別訪問等の実施、こうしたことが、あの、行われているわけなんですけれども、実際のところ、ま、私はちょっとよくわからないところが財産ちょうしょ。ま、滞納を、あのー、してるーから、あの、行かれるのか、収納向上だから、もちろん滞納されてるから行かれるわけでしょうけども、ある意味、行けば、ま、さきさきに、他の議員も質問されましたけど、強硬な財産押え的な非常に圧迫するようなことにはなっていないのかどうか、そう

いう疑問点がありますけれども、その辺は実施をされている、まあ市のほうから状況はお伺いされてると思いますけれども、そういうことはないのかどうか、その辺のことは、えー、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それからあのー、これについての、ま、財産、えーっと、予算が国のほうから広域連合に入ってきて、そして各市の、あの、手を挙げてるところに、いー、渡していくという、そういうところだけだとおっしゃいましたけど、この収納補助事業について、広域連合としては、このこういった補助金以外のかかわり方はどんなことをされているのか、全くされていなかったらされていないということで結構ですけれども、お聞きしたいと思います。

それから、こ、この年度は4市でしたけれども、今後、まあ、こ、副連合長はいいことだからっていうことでしたけれども、さらに広がりがあるのかどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それから最後になりますけれども、実際的なこの4市がやられている中での訪問、戸別訪問の実態、どのような、あ、やり方をされているのか、もしご存じでしたらお聞きをしたいと思います。

私は、先ほど来の質問の中でも、短期証の発行の話でも、来庁していただいて実情を聞いて、そして納付をしていただく、そういうやり方を今回も、この間ずっとやってきたということですが、あわせて、ま、よい意味でね、実情を前向きに聞きに行くという、そういう中身になっているんですしたらまた別な話があるんですけれども、1つ間違えば非常に厳しい状態にならないかと、そこが非常に、し、しつ、あ、心配しているところですので、先ほども言いました、その実態的なところがどうなってるのか、このこともお尋ねして再質問を終わります。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、先ほども御答弁をさしていただいたとおりですが、それぞれの滞納の状況とかの、おー、内容によりまして、いろんな対応が出てくるだろうなというふうに思っておりますし、もともと、おー、岡本議員の御質問にもお答えをしておりましたけども、納付相談のためにですね、えー、場合によっては訪問活動もしているというところも当然あるわけでございます。これは市町村が、いわゆる保険料の徴収の業務については市町村の側でやっていただいているわけですから、いろ、その状況に応じた、あー、細かい活動がされているだろうというふうに認識しております。

えー、それから、えー、現在4市が、あー、この事業に取り組まれているわけですが、えー、まだこの本事業の申請には至っていないという市町村もございます。これは事前申請までの期間が非常に短いということだとか、ま、いろいろ制約が、あー、ありますので、えー、市町村での活用がさらに進むようにですね、えー、市町村の側には周知を、おー、行ってまいりたいというふうに考えているところです。具体的に、スケジュール等、おー、申しますと、えー、京都府を通じまして補助の申請が、あ、あの一、出てくるわけですが、6月中旬以降にそういう申請があれば、あ、あ一、申請するよという形、それから、えー、今度広域から市町村への照会が、それを受けた後の作業になります。で、市町村から今度広域への回答をいただくのが、あ一、6月のもう下旬になると。で、広域から今度府への回答が、あ一、本当の6月の末になってしまうというふうな非常に厳しい中での、お一、処理になりますので、えー、先ほど言ったように、まあ、事前申請までの期間が非常に短いということもあまして、なお申請に至ってない市町村があるということで、さらに、い一、いわゆる保険料の安定確保という意味からは我々としては、あ一、こういう取り組みが進むように、い一、市町村にも、えー、お声がけをしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終了いたします。

本件につきましては、討論の通告はありませんでしたので、討論を終結いたします。

それでは、議案第1号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） はい、全員ですね、はい。えー、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第9、議案第2号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑の通告がありましたので、

発言を許します。

なお、質疑の時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力をお願いをいたします。

巽悦子議員。

〔20番 巽悦子君登壇〕

○20番（巽悦子君） 久御山町選出の議員の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第2号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして質問をさせていただきます。

質問の一、中身は1点であります。

え一、平成28年度に実施の会計、え、検査において指摘を受けたという平成25年度分の普通交付金返還についてお尋ねをしたいと思います。

まず、この返還金額の内訳とはどのような内容でしょうか。

2つ目には、本件自体の担当者数は1人であるというふうに、ぜん、さきの資料請求でいただきました。複数人による確認というのはおこって、行っていないのでしょうか。その状況についてお尋ねをいたします。

み、3点目は、今後このような事態とならないための、こういく連合、広域連合内の事務取り扱いのマニュアル化についてお尋ねをしたいと思います。さきに資料請求いたしました、会計検査院の、う一、に、こう、え一、会計検査院に対する広域連合の事務局長の確認書というものがあんですが、そこには今後の対処予定については、例年翌年10月に厚生労働省から通知を受ける後期高齢者医療財政調整交付金の返還についての償還において、再度、前年度交付金の確認を行うということが書いてあります。こういうこともちょっとよく中身がよくわからないんですけれども、あわせまして、今後このような事態とならないための広域連合の事務取り扱いのマニュアル化、それについてお答えをいたすことを申し上げまし、え一、求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（富きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 巽議員の御質問にお答えします。

え一、平成25年度分の普通調整交付金に係る、う一、返還金額の内訳についてでございますが、普通調整交付金につきましては、療養給付に要する費用に補正係数でありますとか普通調整係数でありますとか所得係数を乗じて、え一、計算をすると、算出をするという仕組み

みになっておりまして、えー、医療給付に対する費用を計算する上で、えー、一部医療給付費の計上ミスや、んー、控除すべき加算額のお、計上漏れが、あー、あって、そういう指摘を受けたということでございます。具体的には、返還額1,014万円という返還命令が来ておるところでございます。したがって、えー、医療給付費が幾らとか加算額が幾らとかいったものではございませんので、え、御理解、えー、いただくようお願いいたします。

それから次に、いー、本件事務を直接担当する職員は確かに1名でございます。ただ、ま、給付担当でありますとか、あー、返戻担当でありますとか、あ、加算免除、とあと、そういうそれぞれの、おー、セクションのところの額等がですね、最終集計の作業で、えー、必要になってくるわけでありまして、複数の職員がこれに当たるということにはなかなかなじまないものというふうに考えているところでございます。えー、ちなみに26年、27年、28年までの、おー、同補助金の検査は、あー、今春1月までにですね、えー、もう既に受検をしているところでございますが、同等の、おー、特段の指摘は、あー、受けておりません。まああの一、以後ですね、えー、細心の注意を払いながら、あー、事務執行に努めているというところでございます。

えー、マニュアル化のお話もございましたけども、えー、当広域連合は、御承知のとおり、いー、職員、2年ないし3年のローテーションで担当が交代をしていくといった、あー、非常にまれな特徴がございます。えー、これまでから、それぞれの業務について、しっかりと引継書であるとか、あるいは既にもうたくさんマニュアル化をしている、うー、部分もございますし、今後ともですね、OJTでありますとか、えー、実務研修受講の機会を拡大するなどですね、えー、鋭意努めてまいり、りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（富 きくお君） 異悦子議員。

〔20番 異悦子君登壇〕

○20番（異悦子君） 2回目の質問をいたします。

先ほどあの一、厚労省からの通知の照会で交付金の確認をする、えー、ということはどういうことなんですかというのをちょっとか、聞いたんですけど、もうちょっとよくわからなかったの、答弁のところがよく意味がわからないので、再度そこは質問したいと思えます。どうしていくのかわかることですね。ほんである、やっぱりね、ちょっと気になった言葉が、複数人による確認をしたらどうですかといったら、それはなじまないというふうに

おっしゃいました。今全国でも、ま、下水道料金の、あの一、しょう、徴収漏れであったりとか、さまざまなあの一、自治体でも徴収漏れが起こったりとか、間違いがあったりということが、やっぱり複数人によるチェック体制ってのが非常に重要だと思うんです。で、先ほどもあの一、副連合長は、ま、なじまないっていうふうにごことおっしゃいましたので、私は逆にしっかりと間違いがないように、ま、たち、確かに26年、27年、28年は、あの一、まあ今、受検をしております間違いはないですとかいうことおっしゃいましたけど、間違いがあったらあかんわけなんですから、それをなくすためにそれぞれ複数の目の確認、機械に頼らないやり方をやってるわけでありますから、まず、この副連合長がおっしゃったなじまないとはどういう意味なのか再度お聞きしたいと思います。

それからあの一、マニュアル化の話をしてもらったところでも、あの一、ま、大体、この広域連合の、お一、職員さんは2年から3年でローテーションをしていると、だからあの一、つくらないのか、つくってるものもありますけれどもっておっしゃいましたけど、まずは、どんな、1年であろうと2年であろうと、しっかりとそれぞれをマニュアル化をして、え、市民、あん、こ、広域連合の被保険者の方の財産でもありますし、ひいては国の税金といえは国民の税金でもあるわけですから、そういうお金をしっかりと財源を管理をするということもかかわってくる問題でもありますので、やっぱりこれを契機にしっかりとしたマニュアル化が必要ではないのかというふうに私はそのように思います。

それから最後にお聞きするんですけれども、この2年から3年で職員が変わる、私は広域連合の議員をもう4年以上さしていただいております、確かに職員の方が変わってる方もおられます。やっぱそういうことが、短期で変わることが果たしてこのこう、34万人ですかね、被保険者の方たちの、あの一、医療、そして健康を守る事業体としてふさわしいのかどうか、そこが非常に気になるところでもありますけれども、この2年から3年のローテーションが当たり前になっているっていう、そのところがどういう意味でおっしゃったのかよくわかりません。そういう意味で、この2年から3年のローテーションじゃなくって、むしろ、け、事業が継続、いろんな方がわかるような形にはできないものなのかどうか、この広域連合つくるときに職員は2年から3年のローテーションですよって決まりがあったのかどうか、そのところもあわせてお聞きをして、え一、2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） え一、異議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、お一、なじまないというふうに申しあげましたのは、えー、いろんなポジションが、それぞれの担当がございますので、そこを最終的に集約をするところのポジションのたまの、お一、漏れがあったということでございまして、えー、そのつぶさの事情には、あー、わかりませんが、現実的には、えー、それを最終的な係数、ほかの資料とあわせまして決裁という形で、えー、局長の私が責任を持つてるといふことで御理解を願いたいと思いますし、予算、えー、あるいは執行等にはですね、今後は、えー、今後ともですね、万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、ローテーションの問題につきましては、えー、これは、えー、広域連合はもともと、お一、75歳のところで線引きといいますか、あー、されてですね、広域連合を新たに作ったとき、その際に、市町村の規模により、被保険者等の規模に、違いによりまして、各それぞれの市町村から、えー、勤務いただく職員の大体の、お一、率が、派遣という形でいただいておりますけれども、その辺の、お一、率と勘案をして決められた形で、えー、順繰りに回って来るといふことでございます。

御理解いただきますようお願いし、したいと思います。

○20番（巽 悦子君） 答弁漏れです。

○議長（富 きくお君） えっとー。

○20番（巽 悦子君） 巽。

○議長（富 きくお君） ちょっと待ってください。

はい、あの一、副広域連合長、マニュアル化について答弁。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） マニュアル化についてはですね、あの一、現実的なところ、ほとんどの業務が、あー、マニュアル化にしてる部分も多いですし、年々歳々、国の、お一、取扱い変わったりとかいうふうにもなってきますので、当然そのマニュアル等も更新をしていってるといふこともございます。まあ、最大限工夫ができるところについては、今後も行なってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○20番（巽 悦子君） 違います。

○議長（富 きくお君） いや、今。

○20番（巽 悦子君） もう一つあります。私あの一、前年度交付金、前年度交付金のね、この一、確認書のところで、あの一、例年10月に厚労省から通知を受ける後期高齢者医療の

返還についての償還において、再度、前年交付金の確認を行うこととするっていうことでね、あの、今後の対処のほうを書いておられましたけれども、これのことについてもうちょっと、私わからないから説明してくれって、くださいっていう質問をしました。

○議長（富 きくお君） わかりました、はい。

じゃ、こ、副連合長、はい。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 失礼をいたしました。あの一、要するにこの制度はですね、年次処理、あ一、失礼、月次処理というのがあります。で、これはこの時点で切った段階で確定をして、え一、一応国に報告するわけです。で、翌月の間にですね、この確定した数値の返戻等だとかいろいろな数値の変動が入ってくるわけです。で、それを年間集約をしてやるんですが、これの途中の加算とか減算とかそういう部分がたまたま何らかの事情で漏れ落ちた、この年度の集計のところはおっしゃったような時期にあると、で、その漏れがないかどうかを前年度も含めてもう一回確認するというところでございます。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終了いたします。

本件につきましては、討論の通告はありませんでしたので、え、討論を終結いたします。

それでは、議案第2号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計ほせ、医療特別会計補正、え一、補正予算（第2号）についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富 きくお君） 全員ですね、はい。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

え一、ここで、え一、休憩をとりたいと思います。

ただいま、え一、2時、あ、3時6分で、え一、ございますので、え、10分間、3時16分まで休憩をとりますので、え一、10分たちましたら、16分になりましたら再開いたしますので、御着席お願いいたします。

それでは休憩いたします。

休憩 午後 3時 6分

再開 午後 3時 16分

○議長（富 きくお君） えー、それでは、えー、ただいまから会議を再開をいたします。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第10、議案第3号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、質疑の通告がございましたので、通告順に発言を許します。

なお、質疑の時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、引き続きご協力をお願いをいたします。

それでは、巽悦子議員。はい、巽議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。

通告に従いまして、議案第3号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算について質疑を行います。内容は3点行いたいと思います。

まず1点目は、かしゅ、各種申請における個人番号の記載について、2点目はマイナンバー制度関連システムについて、3点目は不均一保険料について質問いたします。

まず、第1点目、え、各種申請などにおける個人番号の、え、記載についてお尋ねいたします。

え、後期高齢者医療制度の仕組み、え、26ページには、各種申請、届出に個人番号記入が必要なため、マイナンバーカードまたは確認書類が必要と書いております。え、本町では個人番号の記載がなくても受け付けは行っておりますが、実際、この府下での市町村の取組み状況、取扱い状況はどのようになっているのでしょうか。個人、マイナンバーカードが、又は確認書類がないと申請、届出ができないことになってるのか、そこについての詳細をお聞きしたいと思います。

続きまして、マイナンバー制度関連システムについてお尋ねいたします。

国の標準システム機器交換に伴って、本広域連合においても機器更改経費2億3,100万円を予算化しております。えー、そこでまず3点お聞きします。

現在の契約相手方及び平成30年度予定の入札方法、さらには契約期限はどのようになっているのでしょうか。どのようにするおつもりでしょうか。え、2点目は、平成30年度の業務

経費、業務内容の内訳と入札の方法。3点目は、平成24年、4年度の落札額とその予算、今予算との差額及びサーバー増設の理由についてお尋ねしたいと思います。

3点目は不均一保険料についてです。

平成28年度医療概況において、府内の1人当たりの給付費格差が20%以上のし、市町村があります。こうした医療の格差、そして、え、失礼しました、給付費の格差がありながら同一保険料では不公平感が拭えません。平成30年度におけるその不均一保険料に対する対策について考えをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、市町村における各種申請時の個人番号の記載についてであります。原則、うー、個人番号の記載を求め、えー、ますものの、高齢者等、おー、配慮を要する、うー、方の場合は個人番号の記載がなくても申請を受け付けるようにという指示も国から出されておりました、同様の通知を市町村にも、おー、周知をしているところでございます。

それから、あー、標準システムの関係での、おー、相手方とか入札方法、こ、あー、今期の、おー、入札方法でございますが、標準システムにおける現在の保守、う、運用委託業者は日本電気株式会社でございます。えー、来期の、おー、システムの機器更改につきましては、平成30年度になりましてから新たに業者選定を行う予定でございます。えー、電算処理システムの機器更改は、高度な技術とノウハウを必要とするということからですね、企画や技術等の提案を公募いたしまして事業者からの提案内容を審査の上、仕様でありますとか見積もり額などの総合的な評価を行いまして、その最も高い業者を選定をするといういわゆる公募型プロポーザルという方式で、えー、行いたいというふうに、いー、考えているところでございます。契約期間は、本年の4月以降、業者を決定した後、速やかに、えー、よ、契約する予定ですが、平成31年の3月31日までとする予定でございます。

それから、平成30年度の機器更改業務に係るですね、業務管理費等予算につきましては、えー、国保中央会が示す暫定のもので、仕様に従いまして積算をいたしましたところ、2億3,100万円ということで想定をしております。えー、先ほど申し上げましたプロポーザルの方式で、えー、予定をしております。え、現行の、おー、機器の撤去作業及びデータ、あー、消去の、おー、委託業務ですが、えー、249万5,000円で、機器は賃貸で調達しております。その業務の性格上、おー、現在リース契約をしている日本電気株式会社

との随意契約ということにしておるところでございます。

それから、24年度の落札額と、お一、当時の予算額との差額でございますが、え一、機器の更新時の作業費用が1億6,590万円、その決定額は、あ一、1億6,254万円ということで181万4,600、あ、失礼、あ、4,610円ということになります。え一、機器の撤去の作業及びデータ消去業務につきましては、え一、24年当時計上しておりませんで補正で対応いただいたところですが、え一、機器更改業務にか、おける差額が約、う一、336万円というふうになっております。

え一、最後にサーバーの増設の理由であります。え一、端末作業員の成りすましでありますとか不正アクセスを防止をするということのために新たに必要となります二要素認証、端末に入るための認証方法をですね、二通りを設定するというところでございます。え一、生体認証などですね、え一、を導入するために必要になるというものでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） え一っと、答弁、あの、均一保険料についての答弁をお願いします。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 失礼をいたしました。

え一、均一保険料の関係でございます。議員も御承知のとおり、保険料率は一、広域連合内で均一が原則とされております。え、不均一保険料につきましては、平成20年の制度開始に当たり、新制度への移行の、円滑な移行を図るために6年間の経過措置ということで設けられたものでございまして、この、お一、経過措置は平成25年度をもって終了したところでございます。本広域連合といたしましては、これまでから申し上げて、え一、きましたとおり、医療給付費の地域格差の要因が医療資源の偏在にもあるというふうに考えております。え一、この解消は重要な課題だというふうに認識をしておりますが、ひとり医療保険者において対応できるものではないということからですね、これまで国や京都府に対しましてその解消に向けた取組についての要望を行って、え一、きたところでもございまして、今後とも引き続き対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。失礼いたしました。

○議長（富 きくお君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは2回目の質問をしたいと思います。

ま、各種申請、え一、等については、ま、あの一、仕組み一、制度、仕組みには番号制度

のカードが必要だとか確認書類が必要と、ま、ありますけれども、ま、それはあの一、なくても大丈夫と、ま、高齢者とかの方についてはね。であるならば、この一、私、先日、この広域連合のホームページを見させていただいて、後期高齢者医療制度の仕組みを開きますと、確かに、確かにいうことです、そこにははっきりとマイナンバーカードまたは、え、確認書類が必要というふうに明記をされたままのものがホームページにPDF化されております。先ほど副連合長がおっしゃったように、各しま、市町村にも、あの一、周知をしていますというのであれば、そのところについては、ま、注釈を加えるなり、そのホームページのその制度の仕組みのところを、か、書き換えるなりをする必要があるのではないかというふうに思います。ほんであの一、これ確かにあの、関係者の方は非常に詳しくわかってるので、ま、国保、国民健康保険の申請でも保育所の申請でも別に、い一、カードがも、記入しなくても大丈夫ですよというところが、とこになっていますけれども、なかなかそれが理解を得ていない、ま、一般の住民の方はそこまで詳しくは知らないというところがありますので、その辺のところはホームページにもはっきりと、お、その点は記入をして皆さんに知らせるようにするべきではないかと思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから、2点目のマイナンバー制度関連システムについてですけれども、実はこの一、国の標準システムの機器更改に伴って、ま、この本広域連合においても2億3,100万円を予算化をしているわけなんですけれども、実はあの一、これ平成29年11月15日の全国後期高齢者広域連合協議会の名前で厚労大臣に要望書が出されています。そのところには、マイナンバー制度になって、ま、本来であれば平成29年7月から実質稼働をするというものの、ここには平成30年7月から、に変更する部分があると、それは地方税関係情報に係るデータ項目の一部が、で、データ標準レイアウト上の提供項目となっていないため、当該の提供が平成30年7月から可能となるようにデータ標準レイアウトの整合性をとるようにすることというもうし、要望書が出ています。これはどうしてそんなことが起こったのか。この先、国に合わせてこれ今度平成30年度も機器更改をやるんですけれども、私は専門家ではないのでよくわからないんですけれども、国の標準システムに合わせてやってもいかなかったのか、今度新たにこのデータ項目の一部が、あの、標準レイアウトとした、したにかかわらず国のほうが、ま、間違っていたのかわかりませんが、できなかったという、こう1年間ずれ込むと。私はあの一、マイナンバー制度のシステム進めよという立場ではありません。言っているのは、国の言いなりでシステムを変えて、また変えて変更するということになりはしないかと、その辺のところはどうなっているの、振り回されてはいないかと、ま、そうい

うところもあって質問しているわけでありますので、ま、決して私がマイナンバー制度を進めなさいというふうな立場ではございませんことを申し述べたいと思います。

えー、それからですね、今回のあの一、契約期限とか、ま、入札方法もこれからということで聞きましたけども、何度か名前が出てきてます国保中央会ということで、ま、プロポーザル、失礼しました、プロポーザル方式で、えー、公募を行うということなんですけれども、平成24年度のところでも私が1回質問したことがあるんですけれども、プロポーザル方式をやっても相手方が辞退をしたら結局1者になってしまったということになってたと思うんです。ほんで入札率、か、落札率も98%ということになっていましたけども、ほんとに競争が働いているのかどうか、皆さんの大切なあの一、税金なり保険料を使って行うわけですからある一定の競争っていうのが必要じゃないかと思うんですけれども、このプロポーザル方式の今回の採用の方式は、あの、どういう経過か、ま、先ほどよい、よいですからということなんですけども、実質調査をした結果としてこの方法がよしとしたのかどうか、または国保中央会のほうからこういう形でやりたいというふうにとどこかから言われてるのか、そういうこともあわせてお答えいただきたいと思います。

それから3つ目の均一保険料、確かにあの、大変なあの、状況だというのはよくわかってるということもおっしゃってまして、国や府のほうに、あの一、言っていくということになっていましたけれども、私が見たところによりますと、ま、以前、この一、全国こく、後期高齢者医療広域連合協議会のところでは、確かに不均一保険料の、ついでに国への支援策とも書かれていたかと思います。私の見間違いかもしれませんが、要望が最近は出ていないのではないかというふうに思いますが、もし訂正があれば言っていただきたいと思います。で、載っていないのであれば再度きっちり予算化をいただくというふうにしたいというふうに求めておきたいと思います。

そして、最後になりますけれども、これまで保険料のこの均一保険料については不均一となっている、うー、市町には、市町村ですね、あの、肺炎球菌、老人、老人性肺炎球菌ワクチンの補助をしてましたというふうに、いー、ありました。こん一、先ほどの答弁ではそういう言葉はなかったんですけれども、平成30年度における対策はどのようなことを考えてるのかっていうこともあわせてもう一度おも、求めたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、ホームページに個人番号の、お、記載が述べられているぞということでございますが、あくまでもこれは原則でありますので、特例的な扱い、いわゆる、うー、高齢者等配慮を要するという部分についてはあくまでも、おー、特例的なものというふうに考えておりますので、今のホームページにはそういうふうに記載をさせていただいてるということでご理解願います。

それから、えー、国保中央会は国が全体の、おー、システムの設計なりをやってきておるわけですが、それをぜ、各、うー、国保連合会を通じましておろされてくるというシステムでございます。

それから、公募型プロポーザルの関係で、辞退があつて結局1者になつるとかやないけというお話だったというふうに思いますが、もちろん公募をしますので複数の会社が、あー、名乗りを上げてくるところーが、ま、実際に求める仕様だとかですね、そういう、うー、内容的なものを含めて最終的に辞退が発生したということでございますので、今のところ同じようなことで、えー、今回の日進月歩で進んでおります、うー、業務の省力化の問題でありますとか、そういう機能の進化ですね、そういうことを全部織り込んだ上で、えー、プロポーザルにかけますので、現実的には、あー、複数社が、あー、手を挙げてくるものというふうに期待をしているところでございます。

えー、それから、あー、均一保険料について、今でもですね、現時点でも、旧適用市町村に対し、えー、肺炎球菌ワクチンの、おー、制度は、えー、個人負担分の助成が実施をされてるということでございます。

あ、あの一……。国のほうにもですね、そういう不均一、あー、失礼、あの一、いわゆる医療資源の偏在ということについては、引き続き、いー、要望してまいるという、うー、ことで、えー、いつやったっけ。

〔「6月」と言う人あり〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 6月。6月の要望には掲載をしております。

以上です。

○議長（富 きくお君） えー、次に、質疑の通告がありましたので発言を許します。

朝子直美議員。朝子直美議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） え、こんにちは。大山崎町選出の朝子直美です。

えとー、議案第3号、平成30年度後期高齢者医療一般会計予算について、えー、3点質問

をさせていただきます。

えと一、あ、このあの参考資料でいただいております7ページにあります保険者機能向上の取組っていうところからの質問でございます。

えと、1つ目には、え一、重点項目とされております、え一、市町村の連携強化事業についてでございます。

後期高齢者医療の、ま、さまざまな事業を進めるに当たっては府下各自治体との連携なしには行えないってことは言うまでもございませぬ。え、具体的に直接住民に対する事業を行うのは各市町村ですけれども、その市町村の規模、財政状況等に左右されずに、被保険者にとってはどこに住んでいても同等の事業が受けられるよう本広域連合は支援していくことが求められると考えます。え一、28年度の実績でいきますと、あの、健康事業におきましては16市町村、そして広報事業では20市町村が、あの、行っているという実績でして、え一、今後、あの一、全26市町村での実施を目指しているということなんですけれども、30年度の予算規模は29年度とまあほぼ同額であります。えと、広報事業につきましては、あの、被保険者が数がふ、増えていると、いうことで若干増額されておりますけれども、え一、健康事業に至りましては同じ額ということで、あの一、人数が増えるということをお考えた場合に同額っていうことはむしろ、あの、1人当たりの額が減ってしまうということになります。予算の増額をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

2番目には、え一、保険者機能の向上として取組まれております医療費の全件通知について、あ、お尋ねいたします。

え一、この医療費通知につきましては、当初は医療を受けた方から、ま、一部の方にされていたものが、え一、え一、近年は全ての方に通知されるということで、え、28年度の実績では、え、被保険者の数は約33万人なんですけど、年2回、ま、通知される累計で62万人の方に通知されているということでもあります。で一、え一、今回予算でも6,900万円という多額の予算が計上されておる、いますけれども、この費用対効果をどのように評価されてるのかお尋ねしたいと思います。

そして3点目といたしましては、え一、データヘルス、え一、後期高齢者データヘルス推進事業ということで、あの一、お、あの一、お尋ねしたいと思います。

今回はあの、予算的にはあの、あの一、もう皆減になったということで、え一、京都府の補助金が廃止になってやりかた一、あの一、やり、方法が変わるけれども事業としては推進していくということで、え一、この、え一、データを活用した取組の具体例を挙げての説明

を求めたいと思います。また、この取組が各市町村にとって、えー、負担にならないのかどうかお尋ねしたいと思います。

以上で1つ目、い、い、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、朝子議員の御質問にお答えします。

市町村との連携強化事業につきましては、被保険者の健康の増進に寄与する健康事業と、後期高齢者医療制度に関する周知または、あ、啓発を行う広報事業に分かれております。えー、この財源は全て市町村からの分賦金を充てて、えー、まいてっております。えー、29年度の実施状況について申し上げますと、健康事業の利用市町村数は17、予算執行率は6割弱、広報事業の利用市町は22、予算執行率は8割強というふうになっております。対前年度と比べましても着実に利用が広がってきているというところがございます。えー、来年度におきましてもですね、えー、まだ利用されていない市町村に周知を行いながら、えー、執行率の向上を図るとともに、本事業の大幅な増額は分賦金にも影響するというところでございます、御負担いただく市町の、市町村のですね、意向等も十分踏まえながら執行に工夫をしまいたいというふうに考えております。

それから、医療費通知の費用対効果のお話がありましたけども、医療費通知そのものは被保険者に健康への関心を高めていただくということとともにですね、窓口負担分以外にどれくらいの医療費がかかっているのかを認識し、していただくことによって適正な受診行動を促すことを主な目的として実施をしております。診療報酬の請求の適正化にも寄与しているというふうに考えております。また、あー、医療費通知の、おー、実施はですね、保険者インセンティブの、おー、評価項目にも書かれておりまして、保険者機能の向上に必要なものであるというふうに認識をしております。えー、当連合におきましては、年度当たり2回、1回当たり約33万通を発送をしております。その経費の大部分は、あー、郵送料、おー、お一人当たり直せばおおむね100円です。ま、今後とも効率的、効果的に保険者機能の向上に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、えー、最後になります、データヘルスの、おー、事業推進につきましては、市町村で実施をされております健康診査のデータ整備を促進をするため、京都府の補助を受けて、あ、広域連合から市町村への補助金を交付してきたものでございます。具体的には、

えー、国保連が保有をしておりますレセプト等のデータベース、KDBシステムといたしますが、市町村が独自に運用するシステムに対し、いー、健康診査、人間ドックをこれは含めませんが、えー、受診データを登録する場合、その整備件数に応じて、えー、入力件数に応じて補助金が交付をされてきておりまして、この補助金が29年度限りというふうになったところでございます。現在、えー、登録されたデータにつきましては例えば、えー、地域の、おー、健康課題を分析、いー、抽出し、計画策定時の基礎データとするなどのですね、活用がされているというところでございます。今後はさらに健診結果に基づく保健指導でありますとか、対象者をリストアップした、えー、訪問指導等や集団、んー、指導など、おー、有効なデータ活用ですね、被保険者個々の事情に応じた、あ、取組につなげてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

ただ、えー、多くの市町村におきましては、後期高齢者に係る、うー、保健部門といわゆる健康推進部門、あるいは、えー、健康推進部門と介護部門が分かれておるという現状な、などもありまして、相互の、おー、情報共有でありますとか連携が、あー、必要だろうというふうに思っております。ま、もともと後期高齢者に対する保健指導等はですね、えー、努力義務というふうにされておりますけれども、高齢者の、おー、健康寿命を延ばし、医療費を必要最小限にするためのフレイル対策でありますとか重症化予防等の取組は今後ますます、うー、重要になってくると思っております。市町村におきましては、あ、人員体制等が必ずしも、おー、十分ではないという、いろいろ制約がある中で、それぞれの地域の実情に応じ各種取組を進めていただいているところでございます。広域連合と一、いたしましては、市町村の、おー、意向等も十分に踏まえながら引き続き第2期の保健事業実施計画を、お、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（富 きくお君） 朝子直美議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） えっと、そうしましたら再質問させていただきたいと思います。

えと一、1つ目に、えー、連携強化事業で、えー、分賦金にまあ影響もする、予算の増額は、ま、分賦金にも影響するというので、あの一、なんですけども、あの、この分賦金の算定基準って、とか、あの一、ま、全体のあの一、ものなのかなと思うんですけども、この中での、あの、どのくらいの割合がじゃ、あの、こういったあの、健康事業等のあの一、予算にくも、組み込まれているのかちょっとそれを教えてほしいと思います。

えー、それと、えーっと、医療費通知につきましては、ほとんどあの、財源内訳のほうは郵送料ということだったんですけれども、この一、えー、医療費全件、あの一、えーっと、医療費通知につきましては、えー、財源ですね、これはあの、一般会計のなってお、いるのか、あるいは国から一定何か交付金等が出ているのかということをお尋ねしたいと思います。といいますのも、この一、全件通知、ま、先ほどね、必要があるというふうにおっしゃったんですけれども、あの一、これは本当にあの一、あ、私としましては、あの一、この医療費通知といいますのは、あの、被保険者の受診行動が、あの、適正ではないということをお前提にしているというふうに思います。適正化を目指すという言い方をしておりますので、で、それはあの、医療抑制につながっていくおそれがあるということをお尋ねしております。であの一、最終的に、あの、医療費を、ま、減らしていくということをお目的としていると考えるんですけれども、そのためにはあの一、ひ、必要な医療を抑制するという考え方ではなくて、やはりむしろ早目の受診で、じゅ、重症化を防いでいくと、そういうことを逆に啓発していくべきじゃないかなというふうに思います。なのであの一、その、そ、まあ、この通知というのが本当に必要なかどうかという、ま、疑問を持ってる立場からお尋ねするんですけれども、このことはほん、あの一、国との、等の縛りで必ずやらなくてはいけないのか、独自判断で、あの一、やめることはできないのかということをお尋ねしたいと思います。

であの一、やめる一、ことができるのであれば、そこであの一、その6,900万円という、ま、郵送だけをして、郵送だけにそれだけのお金を使うのであれば、先ほどのさまざまな健康事業の推進、こういったこ、ところに、あの、多く予算配分をしていき、あの一、えー、ま、各市町での顔の見える取組、そういったことを進めていくことで、ほうが、あの一、その後の追跡も可能であって、その効果も掴みやすいと考えるので、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

えーっと、あと、データヘルス事業につきましては、えーっとですね、えと一、これはあの一、国のほうであの一、平成25年6月14日に閣議決定されました日本再興戦略に、ま、レセプトを活用した保健事業の推進というものが位置付けられたところによるものなのだと思うんですけれども、まああの、それ以前からも各自治体においては一定のデータ等にもとづきましてさまざまな計画を立てて、あの一、保健事業などを展開してきたというふうに考えられます。であの一、ま、これまでと一体どう違うのか、先ほどの説明の中でも、あの、余り具体的にわからなかったのを改めまして、あの一、これまでとどう違っていくのか、また被保険者にとってこれがどういうメリットがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

またあの一、データ分析をしたり、またその活用の仕方を研究されたものを、ま、広域連合や各市町が研修を受けて活用するということが、あの一、以前説明されてたわけなんです、このデータ分析などは、ま、専門的な知識が一定必要になるのかなと思うんですが、これはあの一、えー、府の職員、えー、え、民間のほうに委託されてやられるのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。といいますのも、やはりこのデータを活用した広域的な取組ということで、あの、医療に関する個人情報が入所に集約されることになり、あの一、情報の漏えい等があれば、あの一、大ごとということで、この点で、あの一、ま、そういったことがないのかということ、ま、広域連合長のほうから何らかの要請を行って、この点で、あの一、ま、そういったことがないのかということをお尋ねしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） たくさんありましたのでちょっと順不同になるかもしれませんが。

えー、まず、うー、医療費通知の財源のところでございますが、えー、調整交付金の中から、国の調整交付金の中から250万円交付をいただいているところでございます。

それから、あー、データ活用した、あー、ところの取組については、もちろん当然そういう、うー、専門的な立場からのですね、分析あるいは評価が出てくるわけで、それを日々のにはわかりませんので、そういう専門家の、うー、力も借りながらということになるわけでございますので、体制も含めてですね、慎重に検討していく必要があるんだろうなというふうに考えてるところです。

それから、んー、それはとりもなおさずやはり高齢者の健康寿命を延ばしていくということにつなげていきたいという思いから、そういう事業を今後も力を入れていきたいという思いであるということで御理解願えます。

それから医療費通知の関係でもう一点ですね、あの一、御承知、いー、だろうというふうには思っておりますが、平成29年度の確定申告から医療費通知の、おー、内容をですね、きちんと、おー、完全に国が示している内容を、おー、具体的には国税庁ですが、網羅したものであれば、医療費控除の申告に、えー、使えるという制度に今一度なっております。ところが現実的には、あ、これはどこともそうなんです、まだまだあの、国税庁が示している数値を全部、うー、医療費通知の中に盛り込むという作業ができておりません、システムがそうな

っておりません、ようやく今少しずつ改善されてようになってきてるんですが、それを何とかですね、来年度の発送分からはそれにも転用できるように、利用できるように、いー、準備を今進めてるということも御承知おきたいというふうに思っております。

あーっと、分賦金の関係の率についてのお尋ねがあったと思いますが、これは、あの一、各それぞれの市町村の、お一、いわゆる被保険者の概ね人口割ということで、ということでございます。

以上です。

○19番（朝子直美君） あ、すいません、と、答弁漏れで、あ、あ、えっと一、通知、つ、全件通知は、あの一、こ、広域連合の独自判断で、あの一、行ったり止めたりできるんですかという。

○副広域連合長（岡嶋修司君） あ、最初の答弁もいたしましたけども、必要なものだというふうに理解をしております。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終結いたします。

え、次に討論を行います。

え、討論の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。向出議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） こんにちは。えー、笠置町の、お一、向出健です。

え、議案第3号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、反対討論を行います。

反対の理由を、お一、4つ述べます。

反対理由の第一は、本広域連合の構成自治体が、その属する被保険者への保険料引き下げなど、独自の対策を講じるように十分に、いー、働きかけをしていないことです。

えー、この間、構成団体の分賦金は数年間据え置かれる一方で、被保険者の負担は増すばかりです。公的な負担をもっと増やして被保険者の負担軽減を図るべきです。本広域連合の構成団体の分賦金は約6億6,000万円で、ここ数年は、ほぼこの水準です。ところがその一方で、被保険者の保険料は、えー、こん、今期の第6期、1人当たりの保険料は第1期から比べて4,542円の引き上げ、そして医療費に占める高齢者の保険料の割合、いわゆる高齢者負担率は制度発足時は10%でしたが、今では11.118%へと引き上げられています。本広域連合の被保険者の所得は、33万円未満が全体の67%、100万円未満が80%で、大変所得の少な

い方も多い中で、被保険者の負担ばかりが増えているのが実態です。国保では平成30年度より広域化になりますが、自治体における法定外繰り入れを行うことができます。国保では自治体の、お一、独自の取組で公的負担で保険料軽減をしています。東京都の後期高齢者医療連合でも、え一、独自の軽減策を、う、自治体が取り組むという事例があります。本広域連合でも構成団体が独自の、お一、軽減対策を行えるよう協議に取り組むよう、ごい、げ、こ、すいません、え一、合意形成を行っていくことを求めたいと思います。

反対理由の第二は、マイナンバー制度を実質として中間サーバーの運用保守などを委託し、情報提供ネットワーク運用保守費用などが計上されていますが、いまだ不安が一掃されていないということです。え一、全国の、お、個人情報保護委員会の平成29年度上半期活動報告が公表されていますが、そこでは特定個人情報の取り扱いに関する監視、監督にかかわる処置状況として、漏えい事案の受け付けが224機関273件、うち行政機関で2機関5件、地方公共団体で187機関216件あり、また立入検査では、は、8件あり、そのうち行政機関が3件、地方公共団体が3件となっている状態です。こうした、あ、状況のまま、国の言うままにこの制度を進めていくことを認めることは到底できません。

反対理由の第三は、短期証の発行を止めず、また、その実態調査もしないことです。早急に短期証の発行をやめ、また、その実態調査を実施し、さらにあわせて、納付相談の名目で強引な保険料の取り立てをしないように求めたいと思います。平成29年度の一般会計補正予算では、え一、国から収納率向上策で補助金を出すとしています。一方で、国民健康保険料の問題では違法な差押えなどが行われてることが問題となり、国会でも取り上げています。本広域連合でもこのようなことがないように、十分な配慮、そして取り立て強化とならないように、え一、していただくことを求めたいと思います。

また、短期証の発行は、保険料の支払いが難しい人ほど発行される仕組みで、短期証、お一、手に入れようとすれば、受け取ろうとすれば保険料も支払わなければならない、そのためになかなか保険証の受け取りが難しくなっているのではないのでしょうか。これは結局、短期証の発行がペナルティーとなっていることを示すもので、手元に、え、保険証がなければ受診抑制もひきおかし、引き起こしかねない仕組みとなっています。府内でも短期証を発行していない自治体があります。命を守るためにも、府内の自治体全てが短期証発行を止めて、通常の保険証で治療が受けられるようにすることを求めたいと思います。

は、最後に、反対理由の第四として、医療給付費の乖離を放置し、また、その事務も身近な自治体と広域連合に分割されることで、安心・安全の医療に逆行する実態があるというこ

とです。後期高齢者医療制度が開始してから10年が経過しようとしていますが、1人当たりの医療給付費が府内平均よりも15%から30%ほどの乖離がある自治体が今なお存在しています。

また、ふ、へ、府の平均と医療給付費の乖離が著しい自治体を実施されていた不均一保険料を6年間で打ち切った国も無責任で、また、その支援策として、ほいこうい、本広域連合では肺炎きゅうえん、球菌ワクチン接種補助などを行っていますが、それだけでは不十分です。身近な自治体が被保険者の実態も把握して保険料や軽減措置を決められることが安心な医療へとつながっていきます。顔も見えない、実態調査も行わないところで、どうして被保険者の状況を把握してると言えるのでしょうか。

被保険者の命と暮らしを守るための高齢者の保険制度とすることを求めて、討論を終わります。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

え、それでは、議案第3号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（富 きくお君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報告をさせます。

大丈夫ですか。報告してください。

○書記長（藤繁広史君） はい、報告いたします。え、賛成20票、反対6票でございます。

○議長（富 きくお君） 以上の報告のとおりでございます。

よって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第11、議案第4号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、御協力お願いをいたしま

す。

朝子直美議員。朝子議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） 失礼いたします。

そうしましたら、議案第4号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、え、質疑をさせていただきます。

っと一、予算、え、議案書の、え、41ページの、あの、歳出の、え一、保健事業費の健康診査費についてお尋ねいたします。

え、1番目といたしまして、健康診査歯科健診への費用補助事業について、市町負担分補助、え一、広域連合からの補助分、受診者負担分の割合はどのようになっているのか。

え一、2番目といたしまして歯科健診についてです。え一、口腔内の健康を保つことは、しっかり食事ができることはもとより、誤嚥性肺炎などの疾患を予防するためにも大変重要です。え、しかし、府内各自治体においては、後期高齢者に限らず、歯科健診補助事業を実施しているところはまだまだ少ない実態であります。え、本広域連合から府や各自治体へ積極的に働きかけて推進していくことで、後期高齢者の健康保持やQOLの向上に寄与すべきだと考えます。え一、そこで、え一、こま、え一、小さい質問といたしましては、え一、歯科健診を実施する自治体が少ない原因をどのように把握しておられるのでしょうか。②、実施自治体を増やすためにどのように取り組んでいかれるのでしょうか。え一、③、現時点で来年度からの実施を前向きに検討している自治体があるか、お掴みでしたら教えてください。

え、3番目に人間ドックへのひじょう、費用補助事業について、え一、市町負担分、広域連合からの補助分、そして受診者負担分の割合を、が、どのようになっているのかお聞かせください。

え一、4番目といたしまして、え一、こん、先ほどもあの、議案説明の中にあつたんですが、今年度から、え一、あ、29年度より、あの、国による人間ドック費用補助に係る特別調整交付金が大きく削減をされ一始めまして、4年後には廃止される予定となっております。そこであの、本広域連合といたしまして、この事業を継続するためとして、え一、その費用を来年度から第6期分の保険料に算定するというをまあ決定されたということでもあります。であの一、これに先立ちまして、あの一、国のほうの補助がなくなるということで、あの、昨年12月26日付けで広域、本広域連合から京都府に対して、あの一、府のほうで補助してほ

しいってことで要望されたわけなんですけれども、その一、え、府の財政支援が、み、見込めない結果になったということでしょうか。

え、以上1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、朝子議員の御質問にお答えします。

健康診査、あー、歯科健診の、おー、費用補助の状況でございますが、まず、うー、健康診査につきましては、基準額を上限といたしまして国が、国の今言いました基準額の3分の1となりまして、え、広域が、広域の基準額から国補助分を控除した額の2分の1、残りが市町村の負担ということになり、受診者は無料という形になります。

それから、んー、歯科健診は、同様に基準額を上限といたしまして国が3分の1で広域が3分の2、市町村の負担は基準額を超えた分となっております。えー、受診者は無料という扱いです。

えー、歯科健診の実施市町村数が少ない原因でございますが、歯科健診そのものを実施している府下の、府内の市町村は平成29年度現在、26市町村中7市町村でございます。市町村において健康増進法に基づく、うー、成人歯科健診を実施しているところがまだ半数にも満たないということも大きな要因かというふうに考えているところでございます。えー、当広域連合としては、オーラルフレイルの対策のためにもですね、歯科健診は重要だというふうに考えておまして、府あるいは地域の歯科医師会の方の力もお借りしながら、未実施の市町村への働きかけを、おー、行っているという一、現状です。

それから、あー、来年度からの実施を検討してる市町村があるのかというお尋ねですが、幾つかの市町村において、え、実施を、検討されてるということをお聞きしておるとだけ申し上げます。

それから、あー、人間ドックの費用の負担割合の関係ですが、人間ドックの、おー、費用助成の、おー、イメージでございますけれども、費用全体の7割を市町村が公費助成し、残りの3割を受診者の本人負担という形になっております。えー、市町村によっては費用全体の8割あるいは9割までですね、公費助成をしたり、オプションとして、えー、脳ドックを追加しているところもございます。広域連合からの補助金の財源である国の特別調整金に上限が設定をされておりますことから、現状といたしましては、え、基本の7割を超える公費助成の上乗せ分でありまして、脳ドックにつきましては当該市町村の単費負担ということに

なっております。

それから、人間ドックの費用助成については、えー、原資としてまいりました国の特別調整交付金につきましては、平成29年度実施分から大幅に、いー、見直されるということになっており、一方で保険者インセンティブの予算が大幅に増額をされてきているという現状にございます。人間ドックそのものの推進はですね、受診は、あー、疾病の早期発見、あるいは、治療に寄与し、えー、医療の抑制、医療費の抑制効果も、おー、資するということから、市町村からの継続実施の強い要望を踏まえまして、不足する財源の一部を第6期の保険料で賄う、うー、こととしたいというふうに考えてるところでございます。

えー、最後に、えー、京都府の財政支援は見込めないのかと、おー、ご質問でございますが、人間ドックに直接というわけではございませんが、えー、京都府からは、え、第6期保険料の上昇をできる限り、いー、抑制をするために、府に設置をされました、えー、されております財政安定化基金を取り崩すという形で、2カ年で8億4,800万円の財源対策を、全国トップクラスの水準0.042%という、んー、拠出、く、率を設定いただくことで、んー、当初予算に計上させていただいてるところでございます。えー、御理解を賜りますようお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（富 きくお君） ちょ、ちょっとお待ちください。申しわけないです。ちょっとブザー音が鳴っておりますので。大丈夫ですね。

それでは、朝子直美議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） そうしましたらあの、再質問させていただきます。

えーっと、まず1点目なんですけれども、あの一、ま、かく、あの、先ほども、あの、せ、し、い、歯科診療のほうからは、成人の歯科診療におきましても、あの一、取り組まれているところがまあ少ないってところがありまして、ま、これからまたあの一、ね、あの啓発していくってことなんですけれども、あの一、またあと一、えーっと、少しちょっとあれなんですけどあの一、いろんなあの、市町との、ま、連携が、あの、強化ということで、あの、連携強化事業ってされてるんですけども、あの一、えー、各市町との、ま、連携として先ほどからあの一、ちょっとお答えいただいているんですけど、あの1つ少しあの一、えーっと、若い方、ま、現役世代の方の、ま、いろんなあの一、健康診査の受診こー、若いじゃない、高齢者の受診を増やしていくためにも、ま、若い現役世代のころからのやはり健康教育

等に十分に取組んでいくってことがすごく重要なんですけど、あの一、ま、各市町での取組等の連携は先ほどからあの、お答えいただいとこなんですけれども、あの一、さ、最近ではいろいろ啓発も進んできまして、あの一、健康に留意した生活を心がけるっていう風潮も高まっておりますが、ま、現役世代においては、あの一、働い、長時間労働の常態化などでなかなか健康的な暮らしっていうのが難しい部分もあるっていうことで、ま、その点ではあの、企業との連携っていうことも必要になってこようかと思ひまして、ま、そのあたりで、もしか何か取組みがあればひとつ教えてほしいと思ひます。

それと、えーっと、えーっとですね、保険料と、えー、人間ドックとの補助の関係なんですけれども……

〔「えーっと、それで後期高齢者か」と言う人あり〕

○19番（朝子直美君） えと一、あの、平均保険料があの一、あ、上がって、え、来年度のさん、第6期から、ま、上がるわけなんですけども、またあの、特にあの、年金収入が180万円から210万円までのところの方の保険料があの一、上がるっていうことがまあちょっと事前に資料であの一、資料要求さしてもらってあの、お答えいただいたわけなんですけど、それがあの、30%以上の値上がりになるっていうことで、これがあの、先ほど来出てます人間ドックの費用を保険料に算定することと影響があるのか、あるいはこれは全く別の原因なのかということを確認させていただきたいと思ひます。

それとあともう、えーっと、もう一点あの一、人間ドックやあの、健康診査に、ま、係る費用を保険料で、ま、算定するってこと、先ほど一般質問でもあったんですが、あの、受診者が増えるほど、ま、保険料が高くなってしまふってことにつながっていくかと思ひます。であの一、先ほど御答弁でもありましたように、人間ドックはあの、早期発見で重症化予防をするっていうことで重要であるということが一方で言われながら、あの一、それを、あの一、国も府も、まああの一、交付金とか補助を付けないっていうことは、結局これはあの一、後期高齢者にはもう人間ドックは必要ないというふうに考えてるということが表われてるんじゃないかと思ひます。制度導入時に、まああの一、こやって75歳以上の方を分ける保険制度ということは非常にあの一、高齢者の皆さんからうば捨て山の制度だと、もう私たちは死ぬということかというようなことで大変大きな、ま、批判があったわけなんですけども、ま、そういったところが今表われてきてるんじゃないかと思ひます。

であの一、先ほどあの、ま、この人間ドックにつきまして、後期こう、広域連合といたしましてはあの一、今後あの一、重要性をあの一、考えてあの一、続けていくというふうな形

でのふうにご考慮されるのか見解をあの、お伺いしたいことと、改めましてあの、国や府にあの、公費負担をあの、求めていかれるご考慮はあるのかということでご尋ねさ、したいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、議員ご自身もおっしゃっておられましたが、健康づくりについては現役世代からの取組をずっと、最後に、えー、広域連合ということの性格上、各保険者においてもそういう取組をどんどんやってほしいということは、いろんな、あー、協議会であるとか場を通じましてお願いをしてきてるいうところです。あわせて京都府も、お、オール京都でそういう取組を進めていかなければならないということで、いろんな計画での策定をされているということ承知しておりますので、そういうところの必要な場、必要な、あー、機会を通じてですね、連携、協調を図ってまいりたいというふうにご考慮しております。

それから、えー、人間ドックにつきましては、あー、保険料的なところで、いー、言いますと、影響額はおおむね300円程度というふうに、わずかな負担というふうにご考慮しております。えー、今後どうするかということにつきましては、まず実施市町村のところとよく調整をしながらですね、十分に意見を踏まえて対応してまいりたいというふうにご考慮しております。

以上です。

○19番（朝子直美君） すみません、答弁漏れで、あの、公費負担を求めていくのかという……。

○議長（富 きくお君） あの、国、府への、えー、公費負担の要望するのかということです。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、そのことも含めまして、えー、今後注視してまいりたいなというふうにご考慮しますし、その機会があるなら要望してまいりたいというふうにご考慮しています。

○議長（富 きくお君） 以上で質疑を終結いたします。

え、次に討論を行います。討論の通告がありましたので、発言を許します。

朝子直美議員。朝子議員。

〔19番 朝子直美君登壇〕

○19番（朝子直美君） そうしましたら、議案第4号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をさせていただきます。

えー、今予算は、この後審議されます第5号議案での改定保険料を反映したものであります。えー、今回も、保険料は全体として値上げとなりました。えー、特に年金収入額で120万円以上140万円未満の対象者は、今年度に比べて30%以上も上がるようになっております。

また、29年度から順次、特例軽減措置、縮小されることとなったため、30年度にはさらに被保険者の負担が増えております。

これらに加えて、国による人間ドックの費用補助に係る交付金の削減分を保険料に算入していることも負担を、を増やしております。

これらは根本的には国の責任であり、大幅な公費投入により被保険者の負担軽減が求められるところでございます。そもそも医療を必要とすることが他の世代に比べて多くなる75歳以上の方だけを切り離すことは保険制度としてもいびつであり、もとの制度に戻すべきであるということもあわせて求めまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第4号、平成30年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（富 きくお君） えー、挙手多数であります。

表決数について事務局のほうから報告をさせます。じゃ、報告をお願いします。

○書記長（藤繁広史君） えー、報告いたします。賛成20票、反対6票でございます。

○議長（富 きくお君） えー、よって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第12、議案第5号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑の通告がありませんで

したので、質疑については終結いたします。

次に、この件に関しまして討論を行います。

討論の通告がありましたので許します。

齋藤和憲議員。齋藤議員。

〔26番 齋藤和憲君登壇〕

○26番（齋藤和憲君） 皆さん、こんにちは。南山城村選出の齋藤和憲です。

ただいま議題となっています議案第5号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度が始まってからちょうど10年になります。最初は長寿医療制度と表現され、当時の説明冊子には、長寿医療制度は将来にわたって高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、国民みんなで支え合う制度と、制度として導入されたと書いてありました。

当初、老人医療保険から無理矢理年齢で切り離したと全国的な批判の声が広がったため、国は所得の低い方への特例軽減措置や不均一保険料への財源措置などを実施しました。しかし、そのき、不均一保険料への補助も6年間で打ち切り、特例軽減を一部低減策は残されているものの、安倍政権の社会保障改革の方針のもと、所得割軽減が平成29年に5割軽減から2割軽減に実施されました。このことにより、平成28年度の、に比べ1人当たりの787円の増額になっております。

また、30年度は軽減率ゼロになっており、例えば夫の年金収入が年間210万円、妻が80万円の場合、平成30年度の保険料は10万1,413円で、平成29年度と比べ2万5,805円の増額になり、暮らしに大きな影響を与えるものです。

第6期の保険料増額の要素には、後期高齢者負担率の引き上げ、消費税の引き上げによる医療費ふ、給付費の伸び、審査支払い手数料の引き上げ、人間ドック費用助成の軽減などがあります。中でも後期高齢者負担率がアップしたことや消費税の増税の影響は、被保険者にとって即負担増の大きな原因と言えます。しかし、ふた、負担率といえば、国、府、市町村の公費負担部分は制度開始より変更ありませんし、高齢者支援率も引き下げになっております。

一方、後期高齢者負担率は制度開始当時の10%が今回の引き上げで11.118%となっております。今でも、年金受給は減らされ食事も切り詰めて生活をしてる高齢者は少なくありません。この上さらに保険料ひき、引き上げを行えば、病院で受診したくてもできない、保険料

を支払うためにしょ、食事も制限する事態が起こる、高齢者にとっては死活問題です。

昨年、全国後期高齢者医療広域連合協議会は国への要望として、この制度が持続できるためには定率国庫負担割合の増加など国による財政支援の拡充が要望されております。しかし、要望のみに終わり国に何も対応を求めず、全て被保険者にしわ寄せをしております。政府は消費税10%への増税、増税も検討しており、ますます高齢者の生活は苦しくなります。真に安心して医療が受けられる医療制度が今は必要だと思います。そのためにも公費負担を増やし、払える保険料にするべきある、するべきであることを強く求めるものです。

上記理由により今回の条例には反対であることを述べまして、討論を終わります。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

え、それでは、議案第5号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（富 きくお君） 挙手多数であります。

大丈夫ですね。

表決数について事務局から報告をさせます。報告、お願いいたします。

○書記長（藤繁広史君） はい。えー、報告をいたします。えー、賛成20票、反対6票でございます。

○議長（富 きくお君） 以上のとおりでございます。

よって、本件は可決されました。

◎同意第1号の採決

○議長（富 きくお君） 日程第13、同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につきまして、直ちに表決に付すことについて御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（富 きくお君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり同意することについて御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（富 きくお君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第14、請願第1号、後期高齢者医療制度被保険者の保険料を引き下げ、保険料軽減措置を実施するなど、いのちと暮らしを守るために後期高齢者医療制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

請願書について、紹介議員からの説明を求めます。

くらた共子議員。はい、くらた議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） 私は、京都社会保障推進協議会から提出されている後期高齢者医療制度被保険者の保険料を引き下げ、保険料軽減措置を実施するなど、いのちと暮らしを守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書の紹介議員として、請願の趣旨について説明をさせていただきます。

まず、請願者が請願に至る理由についてであります。

京都府内の75歳以上の高齢者が安心して医療が受けられる条件をつくることが切に求められるからです。後期高齢者医療制度は、受けられる医療を年齢で差別する不公平な制度であり、加齢に伴い医療依存度が高くなることは必然であるにもかかわらず、高齢者が医療を受ければ受けるほど保険料にはね返る過酷な保険の仕組みとなっています。このため保険料が高額となることは必至であり、それを低減化してきた保険料軽減特例が平成29年度から廃止されました。このことは、年金の切り下げや消費税率8%への税率引き上げなどと相まって、高齢者の暮らしは大変厳しく追い詰められております。現に、医療機関における高齢者の受診手控えなどが行っております。

又、府内の医療過疎地域においては、制度発足から6年間の経過措置であった不均一保険料が廃止されたことにより、医療の地域間格差は一層広がり、問題となっています。医療サービス基盤が整備されないもとでの保険料値上げは、地域そのものを切り捨てることにはなりません。府内2次医療圏の医療資源は、その多くが全国平均にも満たない水準にあります。医師不足地域では医療機関も不足しており、必要な診療科がそろわないなど、住民が住

み続ける上でも重大な問題となっています。

御承知のとおり、今朝の京都新聞には、医師が過労死ラインまでの残業で大変過酷な医療労働に追い詰められている、このことが今の京都府内における府民の命の安全にかかわる重大な問題であることが告発もされました。

超高齢化社会において、高齢者が地域に暮らし続けられるためにも、国が医療に対する公的責任を果たすことが必須であります。そのための必要な財源を確保し、必要な医療体制を整備するために、京都府や市町村への必要な支援を行うことは当然のことです。

よって、この請願が求める趣旨、4点を説明いたします。

1、被保険者の保険料引き下げや保険料軽減措置を独自に実施すること。

2、短期被保険証の交付を中止し、滞納処分については年金からの差押えは控えること。

3、京都府に対して医療資源偏在を解消する取組を強く要請し、都道府県単位化となる国民健康保険と同様、各市町村の実情を十分考慮したふくいん、不均一保険料とすること。

4、国及び京都府に対して、広域連合としての新たな被保険者負担軽減への財政支援制度を創設するなど、医療費と保険料がリンクする制度をやめるよう要請すること。

以上。

各連合議員の皆さんの本請願への御賛同を求めまして、私からの趣旨説明といたします。

○議長（富 きくお君） 本件につきましては質疑の通告がありませんでしたので、質疑についてはこれで終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

齋藤和憲議員。齋藤議員。

〔26番 齋藤和憲君登壇〕

○26番（齋藤和憲君） ただいま議題になっています請願第1号、後期高齢者医療制度被保険者の保険料引き下げ、保険料軽減とく、特例措置を実施するなど、いのちと暮らしを守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願につきまして、賛成討論を行います。

本請願は、国の軽減特例廃止に伴い保険料が引き上がることについて、本広域連合独自でも引き下げのための対策を考えること、短期証、短期証発行をちゅう、中止し、年金からの差押えや、をやめること、各市町村の医療資源の充実を京都府に求めること、保険料は医療給付に応じた保険料とすることなどを求めており、被保険者の命と暮らしを守るための基本であり、賛成できるものと思います。

とりわけ保険料と医療給付についていえば、私が居住する南山城村では、平成22年度から28年度の7年間に於いて、京都府内平均約マイナス20%の乖離があります。平成28年、28年度ではマイナス20、20%以上の乖離があるのは京丹波町、伊根町、綾部市、南山城村で、でございます。こうした医療資源や医療給付費の格差を放置、放置したまま保険料だけを同じ、同じにすることは余りにも無謀なやり方で、被保険者の理解が得られるものではありません。

また、第6期の保険料率は、微減だというものの、1人当たりの平均保険料は1,451円の引き上げで、制度開始時より保険料は1人当たり4,542円の引き上げとなります。保険料に乖離があれば、なおさら個人の負担感は大きくなり、不公平感が増します。早急に実態を把握し、国、府、構成自治体の負担を増やして保険料引き下げを行うべきです。

しかし、国の軽減とくせい、特例廃止は今のところ均等割9割、8.5割については据え置きされておりますが、所得税5割軽減は来年度までで軽減ゼロに、被扶養者にかかわる均等割9割減は7割け、軽減となり、3年間で本則の5割軽減に戻します。結局、後期高齢者医療制度に反対の声がおお、多かつたため、反対の目を逸らそうとした、そらしたこうした国の軽減策ですが、結局、国民の怒りは、こめたことに、本則に戻そうとする考えがはっきりして、しております。戦後の復興にじん、尽力をされた高齢者の皆さんが安心して医療を受け、受けてい、いただける条件を保障することは今必要なことです。

また、医療費の無料化はヨーロッパでは当たり前のこととなっております。我が国の医療制度である社会保障制度を充実させることは必要不可欠であることを申し上げまして、討論を終わります。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、請願第1号、後期高齢者医療制度被保険者の保険料を引き下げ、保険料軽減措置を実施するなど、いのちと暮らしを守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願書を表決に付します。

本件につきまして、採択することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（富 きくお君） 挙手は少数であります。

表決数について事務局から報告させます。報告、お願いをいたします。

○書記長（藤繁広史君） 報告いたします。賛成6票、反対20票でございます。

○議長（富 きくお君） 以上のとおりでございます。

よって、本件は不採択されました。

◎閉会の宣告

○議長（富 きくお君） お諮りします。

本定例会において議決されました各議案について、その条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、議会会議規則第40条の規定によりまして、その整理を議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に一任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成30年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 4時37分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年4月9日

議 長 富 きくお

署 名 議 員 中 小 路 貴 司

署 名 議 員 泉 敏 夫